

**【表紙】**

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                         |
| 【提出先】      | 関東財務局長殿                         |
| 【提出日】      | 2020年2月20日提出                    |
| 【計算期間】     | 第5期(自 2018年11月21日至 2019年11月20日) |
| 【ファンド名】    | グローバル・ナビゲーター（限定追加型）             |
| 【発行者名】     | 新生インベストメント・マネジメント株式会社           |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 平井 治子                   |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号              |
| 【事務連絡者氏名】  | 伊藤 真澄                           |
| 【連絡場所】     | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号              |
| 【電話番号】     | 03-6880-6400                    |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。                     |

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの基本的性格

##### 1）商品分類

| 単位型投信・<br>追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|-----------------|--------|-------------------|
| 単位型投信           | 国 内    | 株 式               |
|                 | 海 外    | 債 券               |
| 追加型投信           |        | 不動産投信             |
|                 | 内 外    | その他資産<br>( )      |
|                 |        | 資産複合              |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### 2）属性区分

| 投資対象資産                                                                                | 決算頻度         | 投資対象地域          | 投資形態             | 為替ヘッジ     |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------|------------------|-----------|
| 株式<br>一般                                                                              | 年1回          | グローバル<br>(含、日本) |                  |           |
| 大型株                                                                                   | 年2回          |                 |                  |           |
| 中小型株                                                                                  | 年4回          | 日本              |                  |           |
| 債券                                                                                    | 年6回<br>(隔月)  | 北米              | ファミリーファンド        | あり<br>( ) |
| 一般                                                                                    | 年12回<br>(毎月) | 欧州              |                  |           |
| 公債                                                                                    |              | アジア             |                  |           |
| 社債                                                                                    |              | オセアニア           |                  |           |
| その他債券<br>クレジット属性<br>( )                                                               | 日々           | 中南米             | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし        |
| 不動産投信                                                                                 | その他<br>( )   | アフリカ            |                  |           |
| その他資産<br>(投資信託証券(資<br>産複合(先物取引<br>(債券・株式・コ<br>モディティ指数<br>等・上場投資信託<br>証券(資産配分変<br>更型)) |              | 中近東<br>(中東)     |                  |           |
|                                                                                       |              | エマージング          |                  |           |
| 資産複合<br>( )                                                                           |              |                 |                  |           |
| 資産配分固定型                                                                               |              |                 |                  |           |
| 資産配分変更型                                                                               |              |                 |                  |           |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（先物取引（債券・株式・コモディティ指数等）・上場投資信託証券（資産配分変更型）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

#### < 商品分類の定義 >

##### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信

託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4. 独立した区分

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### < 補足として使用する商品分類 >

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### < 属性区分の定義 >

##### 1. 投資対象資産による属性区分

###### (1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### (2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

###### (3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

###### (4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

###### (5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

##### 2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

### 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

### 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

### 7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

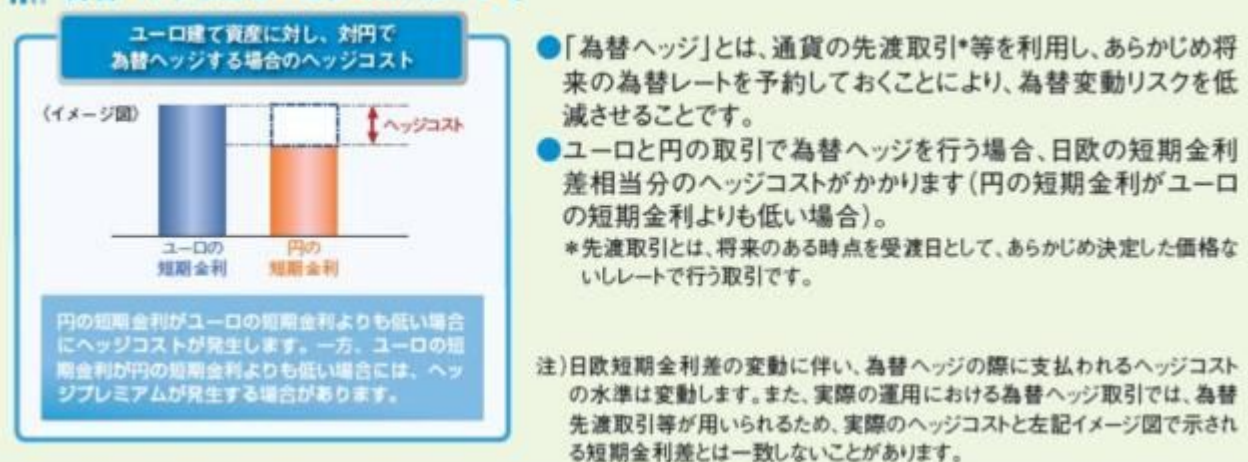
その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

## ファンドの特色

1. 世界の代表的な資産（株式・債券・コモディティ）への分散投資効果を享受します。
  - 当ファンドは、主にリクソー投信株式会社\*が運用を行う「リクソーARMAジャパン・マスター・ファンド（適格機関投資家向け私募）」（以下「投資先ファンド」といいます。）に投資を行います。
  - 実質的な運用は、先進国および新興国の株式、債券（国債、ハイイールド債券等）、コモディティにかかる上場先物取引や上場投資信託（ETF）を活用します。  
\*リクソー投信株式会社は、フランスに本拠を置くソシエテ ジェネラル銀行を中核とするソシエテ ジェネラル・グループ傘下の投信・投資顧問会社です。
2. 安定的なパフォーマンスをめざし、資産配分の調整を機動的に行います。
  - 実質的な運用は、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス（以下「リクソー・アセット・マネジメント」といいます。）が行います。
  - 当ファンドは、投資先ファンドを通じ、資産配分とリスクコントロールを組み合わせた、リクソー・アセット・マネジメントにより開発されたARMA戦略を用いて、資産全体の価格変動を一定の水準に抑制しながら、景気サイクルのいずれの局面においても収益機会を捕捉するよう、機動的な資産配分の調整を行います。

### 為替ヘッジおよびヘッジコストについて



## 信託金限度額

- ・ 100億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

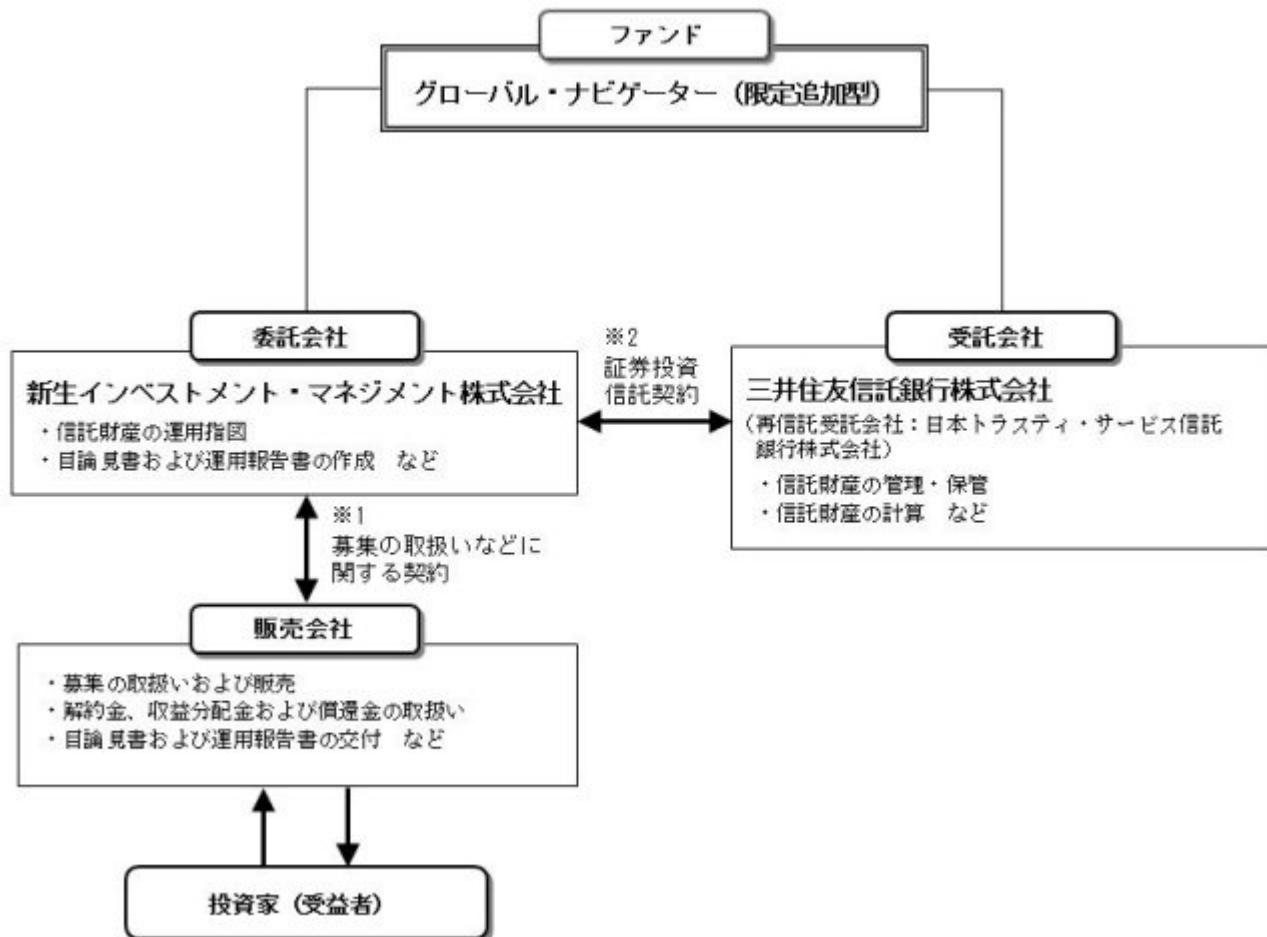
## （２）【ファンドの沿革】

2015年3月27日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

## （３）【ファンドの仕組み】

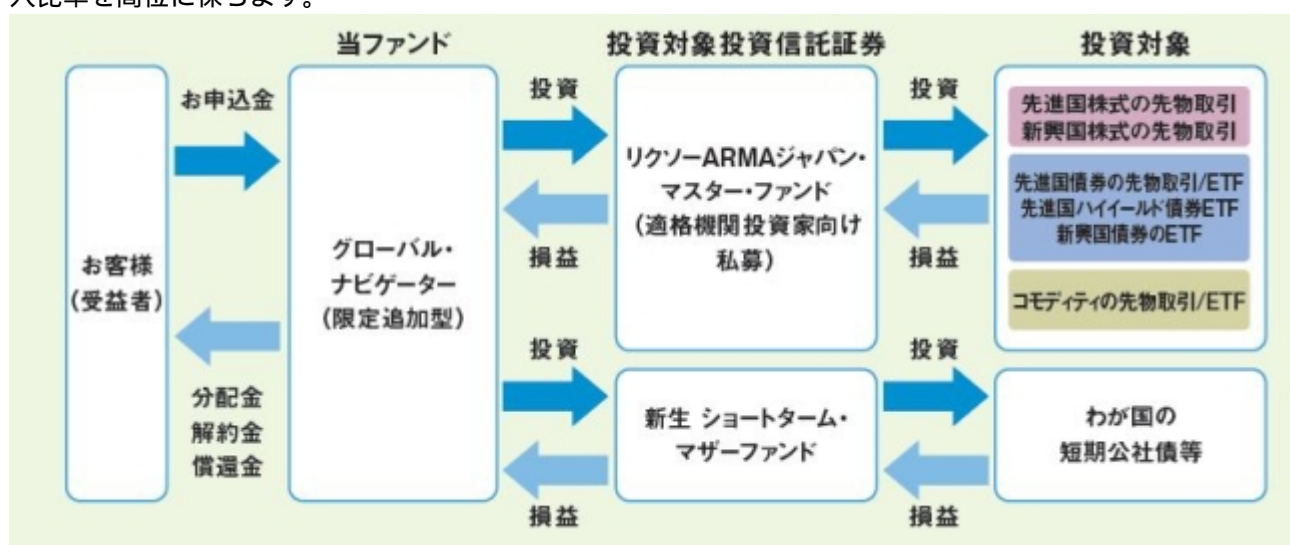
### ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

#### < ファンド・オブ・ファンズの仕組み >

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。原則として、投資先ファンドの組入比率を高位に保ちます。



委託会社の概況（2019年11月末現在）

- 1 ) 資本金  
4億9,500万円
- 2 ) 沿革

2001年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

2002年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

2003年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

2007年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

2015年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

### 3) 大株主の状況

| 名 称      | 住 所                | 所有株数   | 所有比率 |
|----------|--------------------|--------|------|
| 株式会社新生銀行 | 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 | 9,900株 | 100% |

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

証券投資信託である「リクソーARMAジャパン・マスター・ファンド（適格機関投資家向け私募）」」受益証券（以下「投資先ファンド」といいます。）を通じて、実質的に、世界の債券や株式・コモディティの指数等に関する先物取引およびハイ・イールド債券等に関する上場投資信託証券等へ投資を行うほか、内外の公社債等に投資を行い、信託財産の成長をめざします。

投資先ファンドは、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資先ファンドへの投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。

投資先ファンドにおいて、保有している外貨建て資産については、原則として、対円での為替ヘッジ取引を行います。

資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

投資信託証券である投資先ファンドおよび「新生 ショートターム・マザーファンド」を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

- ・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、投資先ファンドおよび「新生 ショートターム・マザーファンド」のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用すること

の指図ができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### 投資対象ファンドの概要

##### １）「リクソーARMAジャパン・マスター・ファンド（適格機関投資家向け私募）」

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ファンド名   | リクソーARMAジャパン・マスター・ファンド（適格機関投資家向け私募）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 信託期間    | 約10年（2015年3月30日から2025年3月24日まで）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 運用の基本方針 | この投資信託は、リスク・ベースによる機動的な資産配分とポートフォリオに対するボラティリティ・コントロールにより、投資信託財産の着実な成長と安定的な収益の確保をめざして運用を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 運用方法    | 投資対象：<br>内外の公社債や上場投資信託証券（投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とし、内外の株価指数先物取引や債券先物取引、商品指数先物取引等を主要取引対象とします。<br>投資態度：<br>内外の株価指数先物取引や債券先物取引、商品指数先物取引等ならびに上場投資信託証券（株価指数、債券および商品指数等）への投資を通じて、リスク・ベースによる機動的な資産配分とポートフォリオに対するボラティリティ・コントロールにより、円ベースでの絶対リターンを確保を目標とする運用を行います。<br>内外の公社債への投資により安定的な収益の確保をめざします。<br>外貨建て資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）に対しては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 |
| 決算日     | 原則として5月および11月の10日（休業日の場合は翌営業日）<br>（初回の決算日は、2015年5月11日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 委託会社    | リクソー投信株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 運用の委託先  | リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 受託会社    | 三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

##### ２）新生 ショートターム・マザーファンド

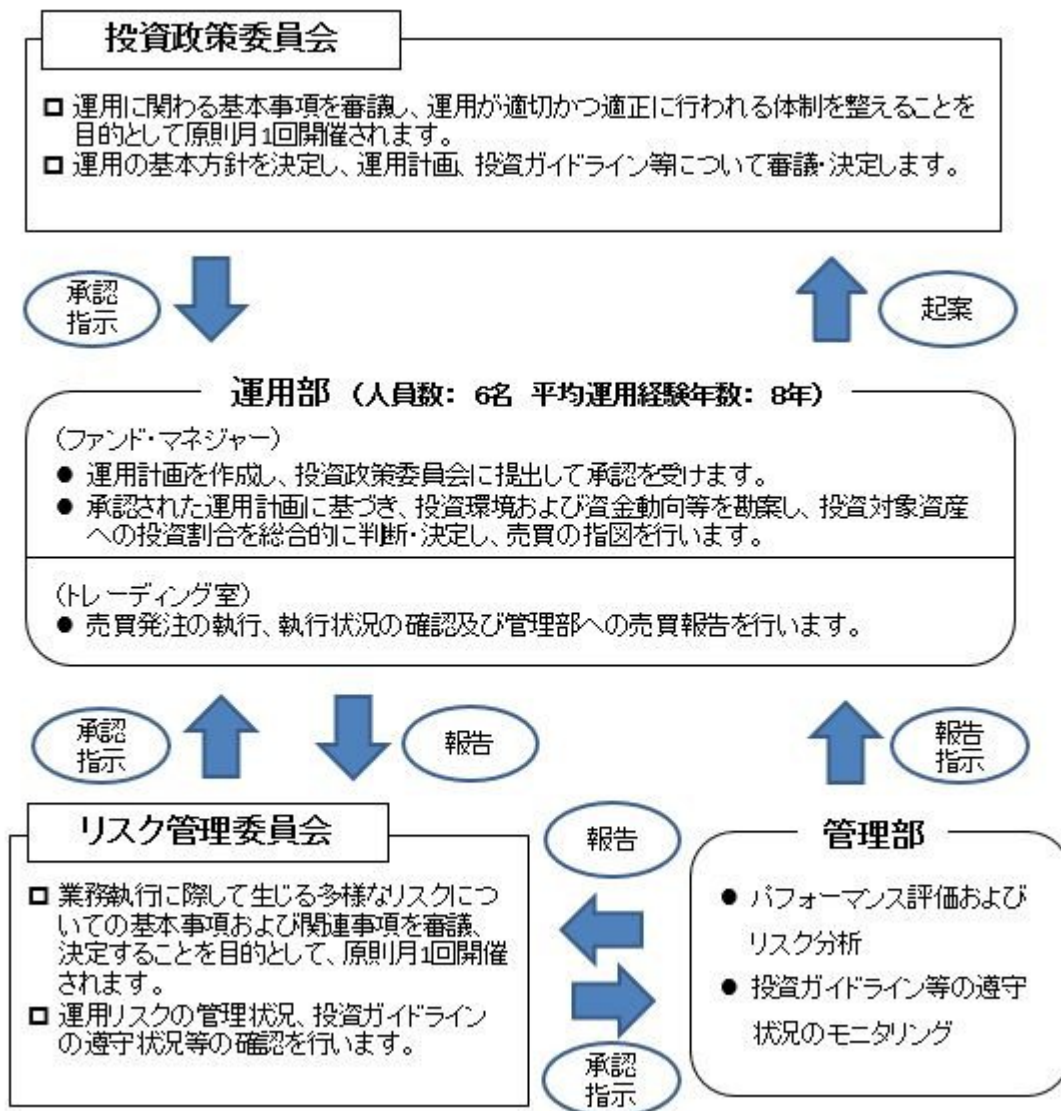
|        |                                                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ファンド名  | 新生 ショートターム・マザーファンド                                                                               |
| 商品分類   | 親投資信託（マザーファンド）                                                                                   |
| 運用の基本  | わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。                                                                   |
| 投資態度   | 主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。                                                      |
| 主な投資制限 | 外貨建て資産への投資は行いません。<br>先物取引等は価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避するため行うことができます。<br>スワップ取引は金利変動リスクを回避するため行うことができます。 |
| 設定日    | 2006年12月27日（水）                                                                                   |
| 信託期間   | 無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。                                                  |

|        |                                         |
|--------|-----------------------------------------|
| 決算日    | 原則として、毎年12月10日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。    |
| 収益分配方針 | 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。 |
| 申込手数料  | かかりません。                                 |
| 信託報酬   | かかりません。                                 |
| 委託会社   | 新生インベストメント・マネジメント株式会社                   |
| 受託会社   | 三井住友信託銀行株式会社                            |

### （３）【運用体制】

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



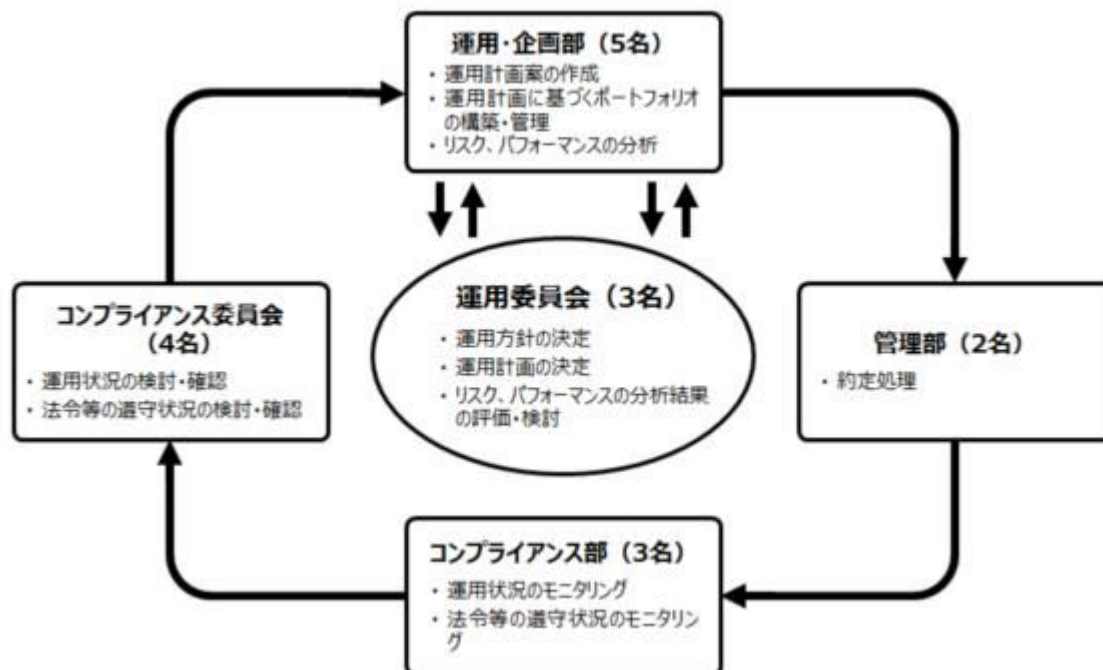
また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は、2019年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

### < リクソー投信 >

リクソー投信は、「投資信託財産の運用に関する社内規定」や「投資信託財産の運用規程」等を遵守し、投資信託財産の運用の適正化に努めます。

運用委員会およびコンプライアンス委員会が、ファンドの内部管理およびファンドに係る意思決定を監督しています。以下は、ファンドの運用体制、内部管理体制を示したものです。



上記体制等は、2019年12月末現在のものであり、今後、変更される可能性があります。

### < リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス >

ソシエテ・ジェネラル・グループの子会社であるリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス（以下「リクソー」といいます。）は、1998年に設立されました。リクソーは、ETFs & Indexing（ETFやインデックス運用）およびInvestment Management（オルタナティブ運用やアクティブ投資戦略運用）の専門分野において約1,685億ユーロ（約20兆5553億円、2019年12月末現在、1ユーロ＝121.99円で換算）の資産を運用しています。リクソーの投資専門家は、有能なリサーチチームと最先端の革新的技術力に支えられており、すべての資産クラスについてパフォーマンスおよびリスクを最適化するよう努めています。

### 《マルチアセット運用チーム》

リクソーのマルチアセット運用チームはパリを拠点とし、株式や債券、通貨、コモディティなどの複数資産クラスを投資対象とし、リスクプロファイルに応じたポートフォリオを構築し運用を行います。同チームによる運用は、強固なリスク管理のもと、ファンドやオーダーメイドの金融商品などを通じて提供されます。すべての戦略は運用チームの運用哲学に加え、リクソーの豊富な市場知識および多岐に亘るリサーチ（クロスアセット・リサーチ・チームやクオンツ・リサーチ・チームなど）に支えられています。

上記体制等は、2019年12月末現在のものであり、今後、変更される可能性があります。

### （４）【分配方針】

#### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

#### １）分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

#### ２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益などの範囲で、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

#### ３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

#### 収益分配金の支払い

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

### （５）【投資制限】

#### 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）第66条第 1 号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 資金の借入れ
  1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  3. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 7) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 8) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3【投資リスク】

#### （１）ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

#### 価格変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的には世界各国の株価指数、債券指数、コモディティ指数等に係る上場先物取引のポジションを持ちます。先物取引の買いポジションは、先物価格が下落した場合、売りポジションは、先物価格が上昇した場合損失が発生します。それらの損失は、当ファンドの基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また、当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的には世界各国の株価指数、債券指数、コモディティ指数等に連動した上場投資信託（ETF）等に投資を行います。そのため、株式、債券、コモディティ等の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

#### 為替変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジは、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストは、基準価額の下落要因となります。

#### カントリーリスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済状況等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また政治不安などが金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化や経済危機等が起りやすいリスクもあります。さらに大きな政策転換、規制の強化、政治体制の大きな変化、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリー・リスクを伴います。

#### 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

#### その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 6) 継続申込期間において、当ファンドで設定と解約の申込みが同日に行われた場合、ファンド全体の設定・解約をそれぞれに応じた金額で投資先ファンドの購入・売却を行います（下図参照）。

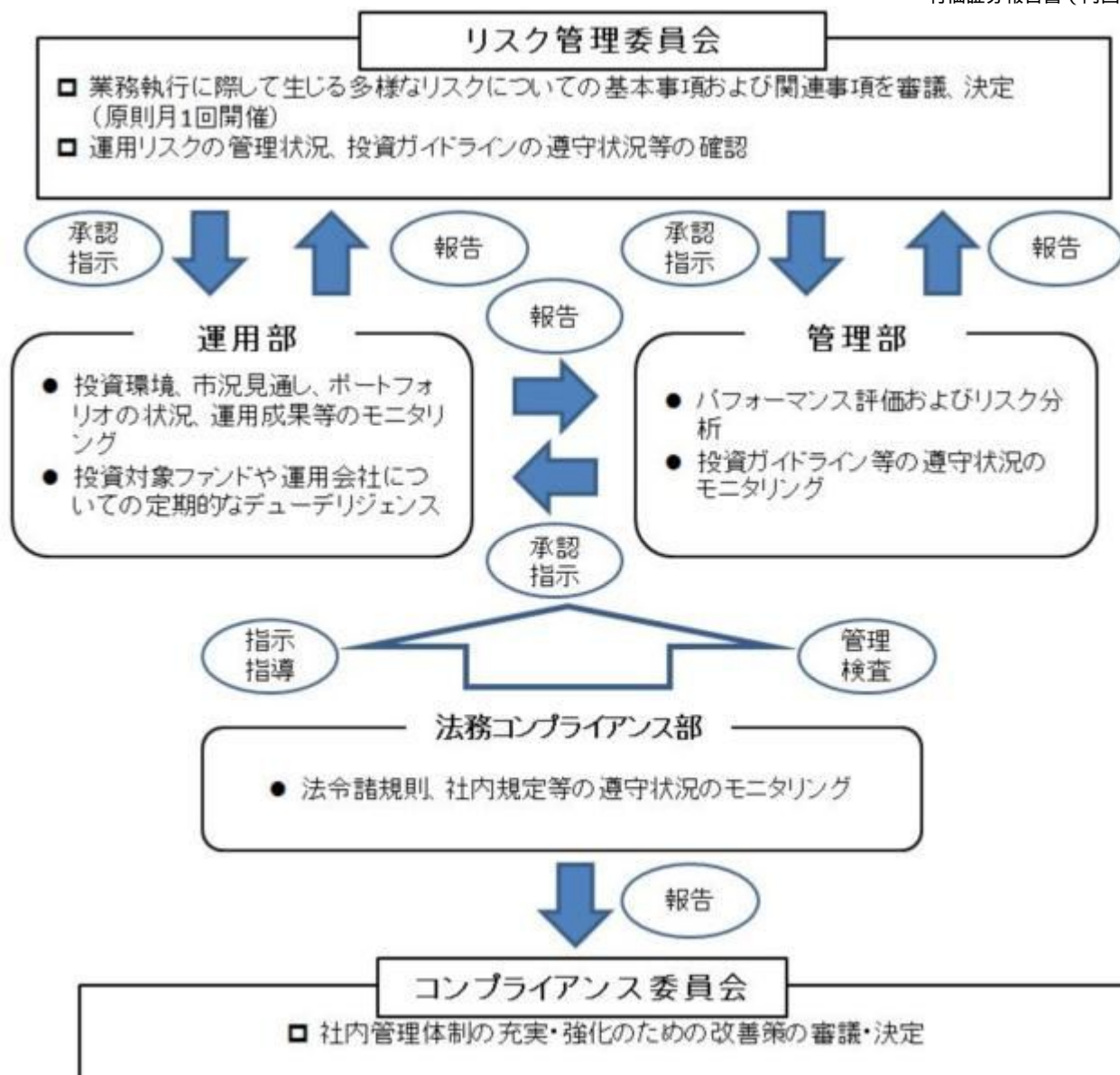
| 当ファンドで行われる取引                                                                                               |           | 一般的なファンドで行われる取引                                                      |            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------|------------|
| <ファンド>                                                                                                     | <投資先ファンド> | <ファンド>                                                               | <投資先ファンド>  |
| 設定：5億円                                                                                                     | 5億円相当を購入  | 設定：5億円                                                               | 差額2億円相当を売却 |
| 解約：7億円                                                                                                     | 7億円相当を売却  | 解約：7億円                                                               |            |
| 当ファンドでは、設定と解約の金額を相殺しないため、投資先ファンドの換金手数料 <sup>※</sup> は7億円相当の売却分に対してかかります。                                   |           | 一般的なファンドでは、設定と解約の金額を相殺するため、投資先ファンドで換金手数料がかかる場合は2億円相当の売却分に対してのみかかります。 |            |
| ※当ファンドの投資先ファンドでは、換金時期によって換金手数料の料率が決定されるため、当ファンドの保有期間（設定日または購入約定日から換金約定日までの期間）が同じであっても、換金手数料の料率は異なる場合があります。 |           |                                                                      |            |

- 7) 投資先ファンドの運用の委託先であるリクソー・アセット・マネジメントは、当ファンドにおける全ての受益者もしくは過去の受益者、販売会社、委託会社が直接的または間接的に被った運用管理、販売もしくはその双方に係る一切の損失、負債、損害、費用および支出について責務を負うものではありません。ただし、投資先ファンドにおいて、リクソー・アセット・マネジメントは、リクソー投信株式会社との間で投資先ファンドについて締結された運用委託契約の規定に従い、重過失、故意の不法行為ならびに自らの義務、表明、誓約条項もしくは保証条項に違反した場合には、その責務を負うものとしします。

## (2) リスク管理体制

### < 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

- ・ 当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
- ・ 運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行い、原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定し運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行っています。
- ・ また、運用部は投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）について、定期的にデューデリジェンスを行い、その結果を投資政策委員会に報告し、投資先ファンド及び運用会社の状況について確認を行います。
- ・ 管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。
- ・ 法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



上記体制は2019年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### < リクソー投信 >

リスク管理およびパフォーマンス分析は、運用・企画部で行われ、結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、その内容について評価・検討が行われます。

コンプライアンス本部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認が行われます。

指摘事項については、解決が図られ、その後の運用に反映されるよう取り組まれます。

上記体制等は、2019年12月末現在のものであり、今後、変更される可能性があります。

#### < リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ・エス >

##### 《リスク管理部門》

リスク管理部門はCEOが直轄するジェネラル・セクレタリーを責任者としており、運用チームから完全に独立しています。

リスク管理部門は、組織全体のリスク関連の事象を対象にあらゆる種類のリスク（市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティー・リスク、オペレーション・リスクなど）を管理しており、日常のモニタリングから問題事象の監査、リスク管理方針やそのプロセスの決定などを行います。

日常のリスク管理では、運用に関連するすべてのリスク事象について継続して注意を払うとともに、ボトム・アップおよびトップ・ダウンによるリスク評価を合わせて行うことにより、問題の発生を事前に捕捉

し、問題発生時には迅速に対応する体制を整えています。

上記体制等は、2019年12月末現在のものであり、今後、変更される可能性があります。

#### 4【手数料等及び税金】

**申込手数料および換金（解約）手数料に関しては、以下に記載される＜追加的記載事項＞もあわせてご確認ください。**

##### （１）【申込手数料】

かかりません。

##### （２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

換金時には換金申込受付日の翌営業日の基準価額に保有期間に応じた以下の信託財産留保額の料率を乗じて得た金額がファンド内に留保され、実質的には投資先ファンドの換金時に発生する換金手数料に充当されます。

| 換金申込受付日                | 信託財産留保額の料率 |
|------------------------|------------|
| 設定日から2017年3月1日まで       | 2.70%      |
| 2017年3月2日から2018年3月1日まで | 2.16%      |
| 2018年3月2日から2019年3月1日まで | 1.62%      |
| 2019年3月2日から2020年3月1日まで | 1.08%      |
| 2020年3月2日から2021年3月1日まで | 0.54%      |
| 2021年3月2日以降            | 0%         |

当ファンドで繰上償還が決定した場合でも、投資先ファンドにおいて「換金手数料」の支払いが生じる期間中は当ファンドでも「信託財産留保額」が差し引かれます。ただし、繰上償還が決定し投資先ファンドを全額売却した場合、その売却時に投資先ファンドにおける換金手数料を負担することとなるため、その後の換金時には、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

##### （３）【信託報酬等】

信託報酬

| 信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞   |                                      |                                                                                 |
|-----------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 当ファンド                 | 0.803%（税抜0.73%）                      | 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率<br>日々のファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額とします。                      |
| 投資対象とする投資信託証券の信託報酬・年率 | [設定日～2021年3月1日まで]<br>1.276%（税抜1.16%） | 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率<br>日々の投資先ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額とします。（追加的記載事項でご確認ください。） |
|                       | [2021年3月2日～償還時まで]<br>0.726%（税抜0.66%） |                                                                                 |
| 実質的負担                 | [設定日～2021年3月1日まで]<br>2.079%（税込）      |                                                                                 |
|                       | [2021年3月2日～償還時まで]<br>1.529%（税込）      |                                                                                 |

[設定日～2021年3月1日まで]

・投資先ファンドの信託報酬（純資産総額に対して年率1.276%）を加えた実質的な信託報酬（税込・年

率）は、年2.079%です。

[2021年3月2日～償還時まで]

・投資先ファンドの信託報酬（純資産総額に対して年率0.726%）を加えた実質的な信託報酬（税込・年率）は、年1.529%です。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

| 信託報酬率（年率） | 合計<br>0.803%<br>(0.73%) | 役務の内容                                      |
|-----------|-------------------------|--------------------------------------------|
| 委託会社      | 0.330%<br>(0.30%)       | 委託した資金の運用の対価です。                            |
| 販売会社      | 0.440%<br>(0.40%)       | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。 |
| 受託会社      | 0.033%<br>(0.03%)       | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                 |

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### （４）【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- （a）株式等の売買委託手数料
- （b）外貨建資産の保管費用
- （c）借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- （d）信託財産に関する租税
- （e）信託財産に係る監査費用等
- （f）その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

（a）から（d）記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、（e）記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額62万円および消費税）が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。

（f）記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

また、投資先ファンドの信託事務の処理に要する諸費用等（法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等、投資先ファンドの純資産総額に対して上限・年率0.10%（税抜））、組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料等および投資先ファンドの監査に関して監査法人に支払う手数料（監査報酬）が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## &lt; 追加的記載事項 &gt;

## ファンドの主な手数料・費用について

- 当ファンドでは、当初お申込時の購入手数料はかかりません。
  - 投資者には、購入手数料に相当する費用を、当ファンドの保有期間中に投資先ファンドで発生する「販売管理報酬」および当ファンドの途中換金時にかかる「信託財産留保額」をもって、実質的にご負担いただきます。
- ※ 当ファンドの設定額に応じた投資先ファンドの買付全額に2.5%を乗じた額が、投資先ファンドの関係会社から販売会社に支払われますが、当ファンドまたは投資先ファンドの資産から支払われるわけではありません。

## 当ファンドを2021年3月2日以降に途中換金した場合、および償還まで保有した場合

保有期間<sup>\*1</sup>における「実質的な運用管理費用（信託報酬）」（投資先ファンドの運用管理費用（信託報酬）を含みます。）等<sup>\*2</sup>をご負担いただきます。

当初設定日以降2021年3月1日以前における投資先ファンドの運用管理費用（信託報酬）のうち委託会社報酬には、投資先ファンドの運用の委託先（リクソー・アセット・マネジメント）への運用報酬0.87%が含まれています。また、リクソー・アセット・マネジメントへの運用報酬には、販売管理報酬0.5%が含まれています。

「販売管理報酬」とは、投資先ファンドのスキーム運営に対する報酬であり、投資者には、購入手数料に相当する費用を、当ファンドの保有期間中に投資先ファンドで発生する「販売管理報酬」をもって、実質的にご負担いただきます。

|                      | 当初設定日以降<br>2021年3月1日以前 | 2021年3月2日以降<br>償還まで |
|----------------------|------------------------|---------------------|
| 当ファンドの運用管理費用（信託報酬）   | 0.803%（税抜0.73%）        | 0.803%（税抜0.73%）     |
| 投資先ファンドの運用管理費用（信託報酬） | 1.276%（税抜1.16%）        | 0.726%（税抜0.66%）     |
| 委託会社 注1              | 1.232%（税抜1.12%）        | 0.682%（税抜0.62%）*    |
| 販売会社 注2              | 0.011%（税抜0.01%）        | 0.011%（税抜0.01%）     |
| 受託会社 注3              | 0.033%（税抜0.03%）        | 0.033%（税抜0.03%）     |
| 実質的な運用管理費用（信託報酬）     | 2.079%（税抜1.89%）        | 1.529%（税抜1.39%）     |

注1：ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等  
注2：各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価  
注3：投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

\* 2021年3月2日以降は、販売管理報酬の実質的なご負担はありません。

## 当ファンドを2021年3月1日以前に途中換金した場合

保有期間における「実質的な運用管理費用（信託報酬）2.079%（税込）」に加え、換金申込受付日に応じた「信託財産留保額」がかかります。

原則として、「信託財産留保額」は、投資先ファンドの「換金手数料」に充当し<sup>\*3</sup>、基準価額に下記の信託財産留保額の料率を乗じて得た金額です。「換金手数料」は、投資先ファンドの途中換金時に発生する手数料です。投資者には、購入手数料に相当する費用を、当ファンドの保有期間中に投資先ファンドで発生する「販売管理報酬」および当ファンドの途中換金時にかかる「信託財産留保額」をもって、実質的にご負担いただきます。



※ 保有期間や基準価額の水準によっては、購入手数料2.5%を支払った場合と比較して、投資者の費用負担の総額が相対的に高くなる場合があります。

- \*1 実質的な運用管理費用（信託報酬）の他に、「その他の費用・手数料」がかかります。詳しくは、「その他の手数料等」をご確認ください。
- \*2 保有期間とは、設定日からまたは購入約定日から換金約定日までの期間をいいます。
- \*3 当ファンドで繰上償還が決定した場合でも、投資先ファンドにおいて「換金手数料」の支払いが生じる期間中は当ファンドでも「信託財産留保額」が差し引かれます。ただし、繰上償還が決定し投資先ファンドを全額売却した場合、その売却時に投資先ファンドにおける換金手数料を負担することとなるため、その後の換金時には、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

<sup>\*</sup> 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

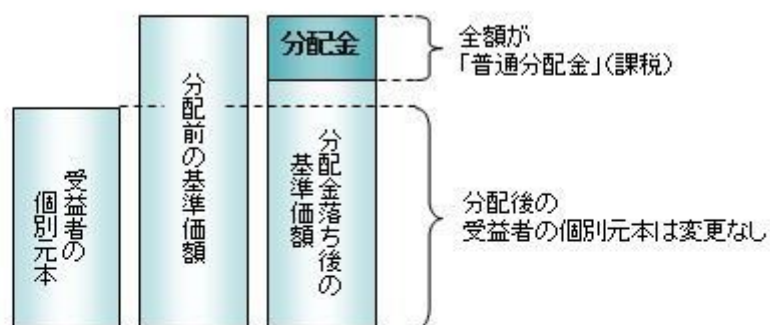
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

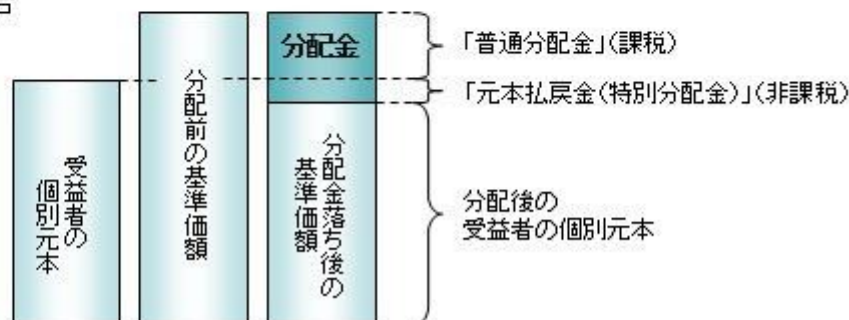
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2019年11月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【グローバル・ナビゲーター（限定追加型）】

以下の運用状況は2019年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

| 資産の種類                 | 国／地域 | 時価合計（円）     | 投資比率（％） |
|-----------------------|------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券              | 日本   | 563,279,515 | 99.14   |
| 親投資信託受益証券             | 日本   | 209,773     | 0.04    |
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | —    | 4,681,612   | 0.82    |
| 合計(純資産総額)             |      | 568,170,900 | 100.00  |

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は<br>額面総額 | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|------|----|-----|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|------|----|-----|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|

|    |           |                                          |             |        |             |        |             |       |
|----|-----------|------------------------------------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|-------|
| 日本 | 投資信託受益証券  | リクソー A R M A ジャパン・マスター・ファンド（適格機関投資家向け私募） | 564,351,784 | 0.9934 | 560,627,062 | 0.9981 | 563,279,515 | 99.14 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 新生 ショートターム・マザーファンド                       | 206,308     | 1.0169 | 209,794     | 1.0168 | 209,773     | 0.04  |

## ロ.種類別の投資比率

| 種類        | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券  | 99.14   |
| 親投資信託受益証券 | 0.04    |
| 合計        | 99.18   |

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

### 【純資産の推移】

| 期別                   | 純資産総額（百万円） |       | 1口当たり純資産額（円） |        |
|----------------------|------------|-------|--------------|--------|
|                      | 分配落ち       | 分配付き  | 分配落ち         | 分配付き   |
| 第1計算期間末（2015年11月20日） | 2,048      | 2,048 | 0.9028       | 0.9028 |
| 第2計算期間末（2016年11月21日） | 1,396      | 1,396 | 0.8787       | 0.8787 |
| 第3計算期間末（2017年11月20日） | 1,149      | 1,149 | 0.9789       | 0.9789 |
| 第4計算期間末（2018年11月20日） | 848        | 848   | 0.8887       | 0.8887 |
| 第5計算期間末（2019年11月20日） | 567        | 567   | 0.9437       | 0.9437 |
| 2018年11月末日           | 845        | —     | 0.8905       | —      |
| 12月末日                | 787        | —     | 0.8691       | —      |
| 2019年 1月末日           | 795        | —     | 0.8815       | —      |
| 2月末日                 | 770        | —     | 0.8913       | —      |
| 3月末日                 | 738        | —     | 0.9092       | —      |
| 4月末日                 | 727        | —     | 0.9191       | —      |
| 5月末日                 | 712        | —     | 0.9009       | —      |
| 6月末日                 | 728        | —     | 0.9247       | —      |
| 7月末日                 | 685        | —     | 0.9318       | —      |
| 8月末日                 | 683        | —     | 0.9473       | —      |
| 9月末日                 | 600        | —     | 0.9462       | —      |
| 10月末日                | 568        | —     | 0.9429       | —      |

|       |     |   |        |   |
|-------|-----|---|--------|---|
| 11月末日 | 568 | — | 0.9479 | — |
|-------|-----|---|--------|---|

## 【分配の推移】

| 期   | 期間                      | 1口当たりの分配金（円） |
|-----|-------------------------|--------------|
| 第1期 | 2015年 3月27日～2015年11月20日 | 0.0000       |
| 第2期 | 2015年11月21日～2016年11月21日 | 0.0000       |
| 第3期 | 2016年11月22日～2017年11月20日 | 0.0000       |
| 第4期 | 2017年11月21日～2018年11月20日 | 0.0000       |
| 第5期 | 2018年11月21日～2019年11月20日 | 0.0000       |

## 【収益率の推移】

| 期   | 期間                      | 収益率（％） |
|-----|-------------------------|--------|
| 第1期 | 2015年 3月27日～2015年11月20日 | 9.72   |
| 第2期 | 2015年11月21日～2016年11月21日 | 2.67   |
| 第3期 | 2016年11月22日～2017年11月20日 | 11.40  |
| 第4期 | 2017年11月21日～2018年11月20日 | 9.21   |
| 第5期 | 2018年11月21日～2019年11月20日 | 6.19   |

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

| 期   | 期間                      | 設定口数（口）       | 解約口数（口）       |
|-----|-------------------------|---------------|---------------|
| 第1期 | 2015年 3月27日～2015年11月20日 | 3,285,527,154 | 1,016,537,375 |
| 第2期 | 2015年11月21日～2016年11月21日 | 35,739,524    | 715,784,535   |
| 第3期 | 2016年11月22日～2017年11月20日 | 0             | 414,734,068   |
| 第4期 | 2017年11月21日～2018年11月20日 | 0             | 219,688,192   |
| 第5期 | 2018年11月21日～2019年11月20日 | 0             | 353,121,819   |

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## （参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2019年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

| 資産の種類                 | 国 / 地域 | 時価合計（円）     | 投資比率（％） |
|-----------------------|--------|-------------|---------|
| 国債証券                  | 日本     | 60,002,760  | 55.91   |
| コール・ローン等、その他資産（負債控除後） | —      | 47,325,485  | 44.09   |
| 合計(純資産総額)             |        | 107,328,245 | 100.00  |

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

| 国 / 地域 | 種類   | 銘柄名         | 数量又は<br>額面総額 | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 利率<br>(%) | 償還期限       | 投資<br>比率<br>(%) |
|--------|------|-------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|------------|-----------------|
| 日本     | 国債証券 | 第857回国庫短期証券 | 60,000,000   | 100.03          | 60,020,340      | 100.00          | 60,002,760      | —         | 2019/12/16 | 55.91           |

#### ロ. 種類別の投資比率

| 種類   | 投資比率（％） |
|------|---------|
| 国債証券 | 55.91   |
| 合計   | 55.91   |

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なってありません。

### 2【換金（解約）手続等】

#### < 解約請求による換金 >

##### （1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

##### （2）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

##### （3）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれか（半休日を含む）に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ルクセンブルクの銀行休業日
- ニューヨークの銀行休業日
- パリの銀行休業日
- ロンドンの銀行休業日
- 欧州自動即時グロス決済システム（TARGET2）の休業日
- その他委託会社が定める日

#### （４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### （５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に下記に定める料率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

#### < 信託財産留保額の料率 >

| 換金申込受付日                | 信託財産留保額の料率 |
|------------------------|------------|
| 設定日から2017年3月1日まで       | 2.70%      |
| 2017年3月2日から2018年3月1日まで | 2.16%      |
| 2018年3月2日から2019年3月1日まで | 1.62%      |
| 2019年3月2日から2020年3月1日まで | 1.08%      |
| 2020年3月2日から2021年3月1日まで | 0.54%      |
| 2021年3月2日以降            | 0%         |

当ファンドで繰上償還が決定した場合でも、投資先ファンドにおいて「換金手数料」の支払いが生じる期間中は当ファンドでも「信託財産留保額」が差し引かれます。ただし、繰上償還が決定し投資先ファンドを全額売却した場合、その売却時に投資先ファンドにおける換金手数料を負担することとなるため、その後の換金時には、信託財産留保額を差し引かないことがあります。

#### （６）手取額

- 1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### （７）解約単位

販売会社が定める単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### （８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

#### （９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約

請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

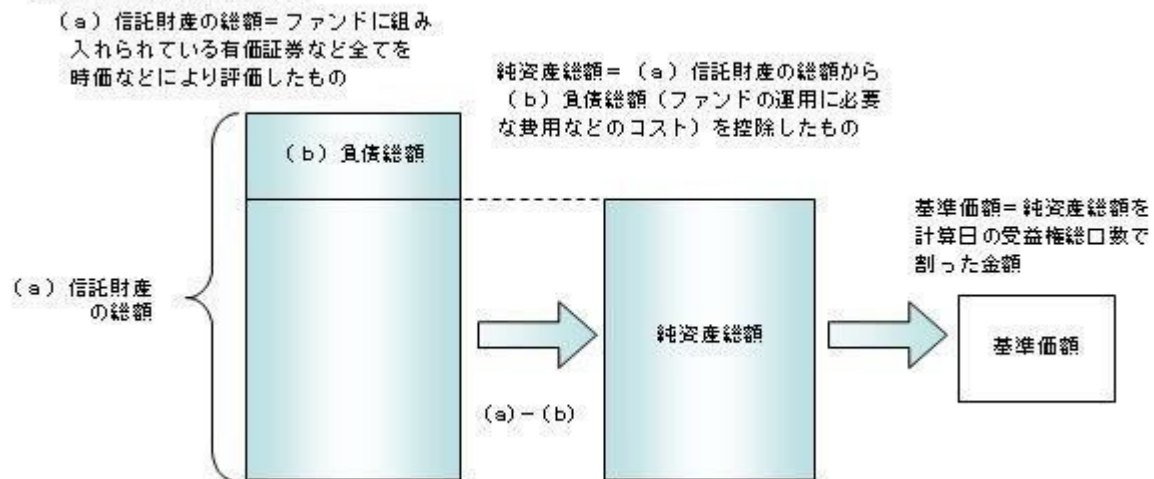
### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

##### <主な資産の評価方法>

##### 投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

##### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### 委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

2025年3月26日までとします（2015年3月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

原則として、毎年11月21日から翌年11月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### （５）【その他】

##### 信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
    - イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
    - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
    - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
  - ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
  - ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
    - イ）リクソーARMAジャパン・マスター・ファンド（適格機関投資家向け私募）が償還となったとき
    - ロ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
    - ハ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - 二）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ホ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- ４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

##### 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

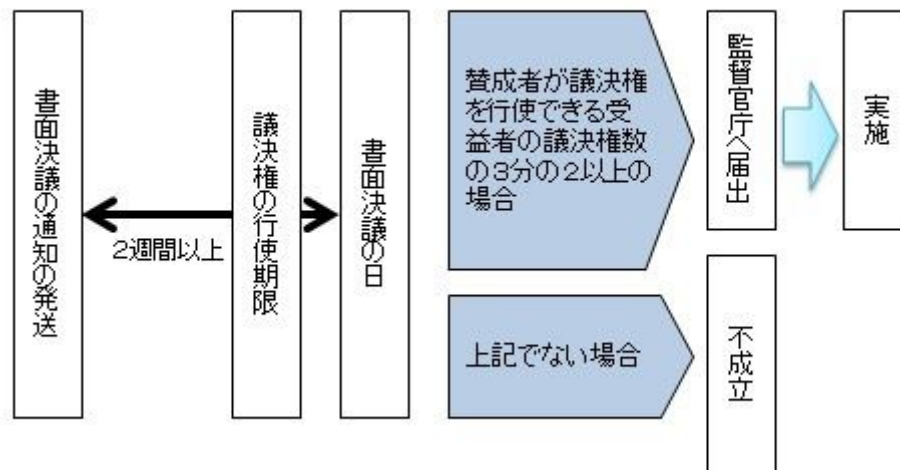
##### 信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

##### 書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

## &lt;書面決議の主な流れ&gt;



## 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

## 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

## 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

## (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

## (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

## (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成30年11月21日から令和1年11月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【グローバル・ナビゲーター（限定追加型）】

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

|                 | 第4期<br>（平成30年11月20日現在） | 第5期<br>（令和 1年11月20日現在） |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| 資産の部            |                        |                        |
| 流動資産            |                        |                        |
| コール・ローン         | 12,592,395             | 8,425,981              |
| 投資信託受益証券        | 840,145,440            | 562,498,089            |
| 親投資信託受益証券       | 209,918                | 209,794                |
| 未収入金            | 2,617,467              | 933,162                |
| 流動資産合計          | 855,565,220            | 572,067,026            |
| 資産合計            | 855,565,220            | 572,067,026            |
| 負債の部            |                        |                        |
| 流動負債            |                        |                        |
| 未払解約金           | 2,617,547              | 1,222,943              |
| 未払受託者報酬         | 157,652                | 108,394                |
| 未払委託者報酬         | 3,678,416              | 2,529,053              |
| 未払利息            | 34                     | 16                     |
| その他未払費用         | 821,309                | 673,979                |
| 流動負債合計          | 7,274,958              | 4,534,385              |
| 負債合計            | 7,274,958              | 4,534,385              |
| 純資産の部           |                        |                        |
| 元本等             |                        |                        |
| 元本              | 954,522,508            | 601,400,689            |
| 剰余金             |                        |                        |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 106,232,246            | 33,868,048             |
| 元本等合計           | 848,290,262            | 567,532,641            |
| 純資産合計           | 848,290,262            | 567,532,641            |
| 負債純資産合計         | 855,565,220            | 572,067,026            |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                                           | 第4期<br>（自平成29年11月21日<br>至平成30年11月20日） | 第5期<br>（自平成30年11月21日<br>至令和 1年11月20日） |
|-------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                       |                                       |
| 有価証券売買等損益                                 | 85,313,254                            | 46,053,284                            |
| 営業収益合計                                    | 85,313,254                            | 46,053,284                            |
| 営業費用                                      |                                       |                                       |
| 支払利息                                      | 10,597                                | 8,379                                 |
| 受託者報酬                                     | 336,681                               | 232,275                               |
| 委託者報酬                                     | 7,855,811                             | 5,419,422                             |
| その他費用                                     | 1,708,807                             | 1,391,055                             |
| 営業費用合計                                    | 9,911,896                             | 7,051,131                             |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 95,225,150                            | 39,002,153                            |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 95,225,150                            | 39,002,153                            |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）                           | 95,225,150                            | 39,002,153                            |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 6,350,897                             | 7,690,369                             |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | 24,766,600                            | 106,232,246                           |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 7,408,607                             | 41,052,414                            |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 7,408,607                             | 41,052,414                            |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | -                                     | -                                     |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | -                                     | -                                     |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | -                                     | -                                     |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | -                                     | -                                     |
| 分配金                                       | -                                     | -                                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）                           | 106,232,246                           | 33,868,048                            |

## （３）【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目              | 第5期<br>(自平成30年11月21日<br>至令和 1年11月20日)                                                                                                                                               |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(１) 投資信託受益証券<br/>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(２) 親投資信託受益証券<br/>移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> |

## （貸借対照表に関する注記）

| 項目                                 | 第4期<br>(平成30年11月20日現在)                         | 第5期<br>(令和 1年11月20日現在)                         |
|------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1. 投資信託財産に係る元本の状況                  |                                                |                                                |
|                                    | 期首元本額 1,174,210,700円                           | 期首元本額 954,522,508円                             |
|                                    | 期中追加設定元本額 -円                                   | 期中追加設定元本額 -円                                   |
|                                    | 期中一部解約元本額 219,688,192円                         | 期中一部解約元本額 353,121,819円                         |
| 2. 計算期間の末日における受益権総数                | 954,522,508口                                   | 601,400,689口                                   |
| 3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損 106,232,246円                             | 元本の欠損 33,868,048円                              |
| 4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額         | 1口当たり純資産額 0.8887円<br>(10,000口当たり純資産額) (8,887円) | 1口当たり純資産額 0.9437円<br>(10,000口当たり純資産額) (9,437円) |

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項目          | 第4期<br>(自平成29年11月21日<br>至平成30年11月20日)                                                                                         | 第5期<br>(自平成30年11月21日<br>至令和 1年11月20日)                                                                                                  |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 分配金の計算過程 | <p>費用控除後の配当等収益額 -円</p> <p>費用控除後の有価証券売買等損益額 -円</p> <p>収益調整金 -円</p> <p>分配準備積立金 24,473,787円</p> <p>当ファンドの分配対象収益額 24,473,787円</p> | <p>費用控除後の配当等収益額 -円</p> <p>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 -円</p> <p>収益調整金 -円</p> <p>分配準備積立金 17,171,402円</p> <p>当ファンドの分配対象収益額 17,171,402円</p> |

|                                   |                                                          |              |                                                          |              |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------|--------------|
|                                   | 当ファンドの期末残存口数                                             | 954,522,508口 | 当ファンドの期末残存口数                                             | 601,400,689口 |
|                                   | 10,000口当たり収益分配対                                          | 256.39円      | 10,000口当たり収益分配対                                          | 285.52円      |
|                                   | 象額                                                       |              | 象額                                                       |              |
|                                   | 10,000口当たり分配金                                            | -円           | 10,000口当たり分配金                                            | -円           |
|                                   | 分配金                                                      | -円           | 分配金                                                      | -円           |
| 2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 | 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額は剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。 |              | 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額は剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。 |              |

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

| 第4期<br>(自平成29年11月21日<br>至平成30年11月20日)                                                                                                                                | 第5期<br>(自平成30年11月21日<br>至令和 1年11月20日)                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 金融商品に対する取組方針<br>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                              | 1 金融商品に対する取組方針<br>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                              |
| 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。         | 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。         |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制<br>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。 | 3 金融商品に係るリスク管理体制<br>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。 |

## 金融商品の時価等に関する事項

| 第4期<br>(平成30年11月20日現在)                                                         | 第5期<br>(令和 1年11月20日現在)                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びその差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。  | 1 貸借対照表計上額、時価及びその差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。  |
| 2 時価の算定方法<br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。<br>上記以外の金融商品 | 2 時価の算定方法<br>投資信託受益証券、親投資信託受益証券<br>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。<br>上記以外の金融商品 |

|                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。                                                                                                   | 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。                                                                                                   |
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明<br>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明<br>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類        | 第4期<br>（平成30年11月20日現在） | 第5期<br>（令和 1年11月20日現在） |
|-----------|------------------------|------------------------|
|           | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額    | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額    |
| 投資信託受益証券  | 76,946,034             | 38,220,879             |
| 親投資信託受益証券 | 41                     | 124                    |
| 合計        | 76,946,075             | 38,220,755             |

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

| 第4期<br>（自平成29年11月21日<br>至平成30年11月20日） | 第5期<br>（自平成30年11月21日<br>至令和 1年11月20日） |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。                           | 該当事項はありません。                           |

## （重要な後発事象に関する注記）

| 第5期<br>（自平成30年11月21日<br>至令和 1年11月20日） |
|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。                           |

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表（令和１年11月20日現在）

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種 類         | 銘 柄                                      | 券面総額（口）     | 評価額         | 備考 |
|-------------|------------------------------------------|-------------|-------------|----|
| 投資信託受益証券    | リクソーＡＲＭＡ ジャパン・マスター・ファンド<br>(適格機関投資家向け私募) | 566,235,242 | 562,498,089 |    |
| 投資信託受益証券合計  |                                          | 566,235,242 | 562,498,089 |    |
| 親投資信託受益証券   | 新生 ショートターム・マザーファンド                       | 206,308     | 209,794     |    |
| 親投資信託受益証券合計 |                                          | 206,308     | 209,794     |    |
| 合 計         |                                          |             | 562,707,883 |    |

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ 不動産等明細表

該当事項はありません。

第５ 商品明細表

該当事項はありません。

第６ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８ 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（グローバル・ナビゲーター（限定追加型））（以下「当ファンド」という。）は、「リクソーARMAジャパン・マスター・ファンド（適格機関投資家向け私募）」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同投資信託の受益証券であります。主要投資対象である同投資信託の計算期間末日（令和1年11月11日）時点で、監査を受けた財務諸表を委託会社が同投資信託の委託会社より入手し、一部抜粋を掲載しております。

また、当ファンドは、「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

新生 ショートターム・マザーファンド

貸借対照表

| （単位：円）          |             |
|-----------------|-------------|
| （令和 1年11月20日現在） |             |
| 資産の部            |             |
| 流動資産            |             |
| コール・ローン         | 47,326,581  |
| 国債証券            | 60,004,920  |
| 流動資産合計          | 107,331,501 |
| 資産合計            | 107,331,501 |
| 負債の部            |             |
| 流動負債            |             |
| 未払利息            | 90          |
| 流動負債合計          | 90          |
| 負債合計            | 90          |
| 純資産の部           |             |
| 元本等             |             |
| 元本              | 105,550,334 |
| 剰余金             |             |
| 剰余金又は欠損金（ ）     | 1,781,077   |
| 元本等合計           | 107,331,411 |
| 純資産合計           | 107,331,411 |
| 負債純資産合計         | 107,331,501 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目              | （自平成30年11月21日<br>至令和 1年11月20日）                                      |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券<br>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 令和 1年11月20日現在 |
|----|---------------|
|----|---------------|

|                                    |                                  |              |
|------------------------------------|----------------------------------|--------------|
| 1. 投資信託財産に係る元本の状況                  | 期首元本額                            | 205,318,743円 |
|                                    | 期中追加設定元本額                        | -円           |
|                                    | 期中一部解約元本額                        | 99,768,409円  |
|                                    | 期末元本額                            | 105,550,334円 |
|                                    | 元本の内訳＊                           |              |
|                                    | 新生・世界スマート債券ファンド 1502             | 982,415円     |
|                                    | 新生・世界スマート債券ファンド 1503             | 982,415円     |
|                                    | 新生・世界スマート債券ファンド 1506             | 982,415円     |
|                                    | 新生・世界スマート債券ファンド 1508             | 982,415円     |
|                                    | 新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1508       | 982,415円     |
|                                    | 新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1508       | 97,720円      |
|                                    | 新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1510       | 982,415円     |
|                                    | 新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1510       | 97,720円      |
|                                    | 新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1511       | 982,415円     |
|                                    | 新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1511       | 97,720円      |
|                                    | 新生・世界スマート債券ファンド 1511             | 982,415円     |
|                                    | 新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1602       | 982,319円     |
|                                    | 新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1602       | 97,624円      |
|                                    | 新生・ワールドラップ・ファンド（安定コース）1603       | 982,319円     |
|                                    | 新生・ワールドラップ・ファンド（成長コース）1603       | 97,624円      |
|                                    | 新生・ＵＴＩインドファンド                    | 54,833,024円  |
|                                    | 新生・フラトンＶＰＩＣファンド                  | 4,607,481円   |
|                                    | 新生・ＵＴＩインドインフラ関連株式ファンド            | 7,097,650円   |
|                                    | 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース    | 982,125円     |
|                                    | 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式＆通貨コース | 26,528,965円  |
|                                    | グローバル・ナビゲーター（限定追加型）              | 206,308円     |
|                                    | 新生・ワールドラップ・セレクト                  | 982,415円     |
| 2. 計算日における受益権総数                    |                                  | 105,550,334口 |
| 3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損                            | -円           |
| 4. 計算日における1単位当たりの純資産の額             | 1口当たり純資産額                        | 1.0169円      |
|                                    | (10,000口当たり純資産額)                 | (10,169円)    |

（注）＊は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

|                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（自平成30年11月21日<br/>至令和 1年11月20日）</p>                                                                                                                                          |
| <p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>                                           |
| <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>                                     |
| <p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p> |

金融商品の時価等に関する事項

|                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（令和 1年11月20日現在）</p>                                                                                                                                                  |
| <p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ<br/>ん。</p>                                                                           |
| <p>2 時価の算定方法</p> <p>国債証券<br/>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品<br/>短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>                                   |
| <p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており<br/>ます。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異<br/>なることもあります。</p> |

（有価証券に関する注記）  
 売買目的有価証券

（単位：円）

| 種類   | （令和 1年11月20日現在） |
|------|-----------------|
|      | 当期間の損益に含まれた評価差額 |
| 国債証券 | 15,420          |
| 合計   | 15,420          |

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。  
 （デリバティブ取引に関する注記）  
 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

|                                |
|--------------------------------|
| （自平成30年11月21日<br>至令和 1年11月20日） |
| 該当事項はありません。                    |

（重要な後発事象に関する注記）

|                                |
|--------------------------------|
| （自平成30年11月21日<br>至令和 1年11月20日） |
| 該当事項はありません。                    |

附属明細表

第 1 有価証券明細表 （令和 1年11月20日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種 類  | 銘 柄             | 券面総額       | 評価額        | 備考 |
|------|-----------------|------------|------------|----|
| 国債証券 | 第 8 5 7 回国庫短期証券 | 60,000,000 | 60,004,920 |    |
| 合計   |                 | 60,000,000 | 60,004,920 |    |

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

リクソーARMAジャパン・マスター・ファンド（適格機関投資家向け私募）

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

| 区分              | 第9期<br>(2019年5月10日現在) | 第10期<br>(2019年11月11日現在) |
|-----------------|-----------------------|-------------------------|
|                 | 金 額                   | 金 額                     |
| 資産の部            |                       |                         |
| 流動資産            |                       |                         |
| 預金              | 91,000,611            | 104,482,422             |
| 金銭信託            | 361,643               | 34,265,078              |
| コール・ローン         | 124,000,000           | —                       |
| 国債証券            | 296,520,314           | 217,026,478             |
| 社債券             | 52,842,330            | 83,044,452              |
| 投資信託受益証券        | 68,625,249            | 49,918,659              |
| 派生商品評価勘定        | 23,530,282            | 11,544,525              |
| 未収入金            | 24,206,978            | 3,059,109               |
| その他未収収益         | 392,333               | 146,318                 |
| 差入委託証拠金         | 37,103,277            | 105,710,565             |
| 流動資産合計          | 718,583,017           | 609,197,606             |
| 資産合計            | 718,583,017           | 609,197,606             |
| 負債の部            |                       |                         |
| 流動負債            |                       |                         |
| 派生商品評価勘定        | 1,289,401             | 15,691,708              |
| 未払金             | —                     | 23,927,898              |
| 未払受託者報酬         | 122,687               | 109,231                 |
| 未払委託者報酬         | 4,621,126             | 4,114,281               |
| 未払利息            | 356                   | —                       |
| その他未払費用         | 523,200               | 523,200                 |
| 流動負債合計          | 6,556,770             | 44,366,318              |
| 負債合計            | 6,556,770             | 44,366,318              |
| 純資産の部           |                       |                         |
| 元本等             |                       |                         |
| 元本              | 753,698,611           | 570,651,863             |
| 剰余金             |                       |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金( ) | 41,672,364            | 5,820,575               |
| (分配準備積立金)       | 44,818,495            | 34,572,101              |
| 元本等合計           | 712,026,247           | 564,831,288             |

|         |             |             |
|---------|-------------|-------------|
| 純資産合計   | 712,026,247 | 564,831,288 |
| 負債純資産合計 | 718,583,017 | 609,197,606 |

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

| 区分                                                | 第9期<br>自 2018年11月13日<br>至 2019年 5月10日 | 第10期<br>自 2019年 5月11日<br>至 2019年11月11日 |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------|
|                                                   | 金 額                                   | 金 額                                    |
| 営業収益                                              |                                       |                                        |
| 受取配当金                                             | 1,752,764                             | 1,535,873                              |
| 有価証券売買等損益                                         | 393,926                               | 5,676,161                              |
| 派生商品取引等損益                                         | 39,222,867                            | 43,183,337                             |
| 為替差損益                                             | 27,605,359                            | 11,222,754                             |
| その他収益                                             | 284,005                               | 211,169                                |
| 営業収益合計                                            | 13,260,351                            | 39,383,786                             |
| 営業費用                                              |                                       |                                        |
| 支払利息                                              | 865,909                               | 847,242                                |
| 受託者報酬                                             | 122,687                               | 109,231                                |
| 委託者報酬                                             | 4,621,126                             | 4,114,281                              |
| その他費用                                             | 1,244,721                             | 1,324,854                              |
| 営業費用合計                                            | 6,854,443                             | 6,395,608                              |
| 営業利益又は営業損失( )                                     | 6,405,908                             | 32,988,178                             |
| 経常利益又は経常損失( )                                     | 6,405,908                             | 32,988,178                             |
| 当期純利益又は当期純損失( )                                   | 6,405,908                             | 32,988,178                             |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の<br>分配額又は一部解約に伴う<br>当期純損失金額の分配額( ) | 730,688                               | 7,257,212                              |
| 期首剰余金又は期首欠損金( )                                   | 59,277,188                            | 41,672,364                             |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                                    | 10,468,228                            | 10,120,823                             |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額<br>又は欠損金減少額                       | 10,468,228                            | 10,120,823                             |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                                    | —                                     | —                                      |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額<br>又は欠損金増加額                       | —                                     | —                                      |
| 分配金                                               | —                                     | —                                      |
| 期末剰余金又は期末欠損金( )                                   | 41,672,364                            | 5,820,575                              |

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年11月29日現在です。

### 【グローバル・ナビゲーター（限定追加型）】

#### 【純資産額計算書】

|                |              |
|----------------|--------------|
| 資産総額           | 568,313,404円 |
| 負債総額           | 142,504円     |
| 純資産総額（ - ）     | 568,170,900円 |
| 発行済口数          | 599,418,060口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 0.9479円      |

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

#### 純資産額計算書

|                |              |
|----------------|--------------|
| 資産総額           | 107,328,374円 |
| 負債総額           | 129円         |
| 純資産総額（ - ）     | 107,328,245円 |
| 発行済口数          | 105,550,334口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.0168円      |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

#### 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### （４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### （５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### （６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

#### （７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額等

|                         |              |
|-------------------------|--------------|
| 2019年11月末現在の委託会社の資本金の額： | 495,000,000円 |
| 委託会社が発行する株式総数：          | 39,600株      |
| 発行済株式総数：                | 9,900株       |
| 最近5年間における資本金の額の増減：      | 該当事項なし       |

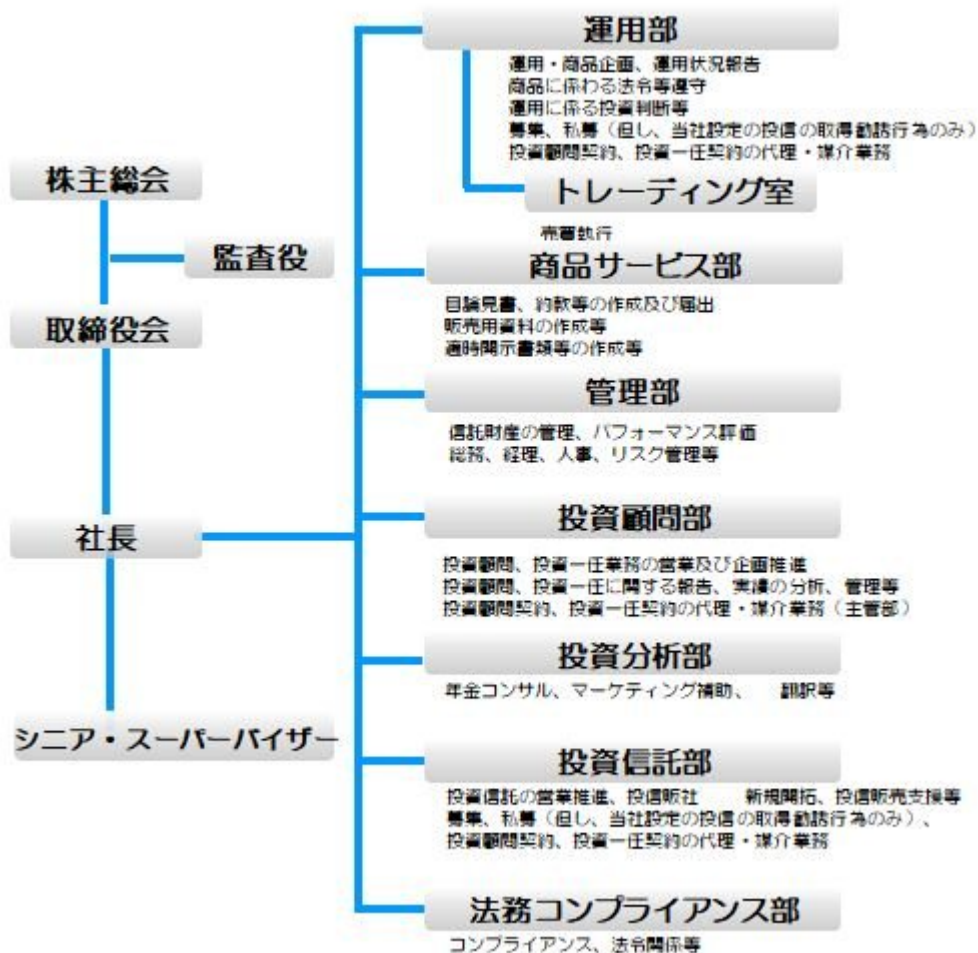
##### （2）会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

\* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



## (3) 投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は2019年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2019年11月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計104本（追加型投資信託32本、単位型投資信託72本）であり、純資産の総額は306,503百万円（百万円未満切捨）です。

## 3【委託会社等の経理状況】

## (1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条および第57条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

## (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第19期事業年度に係る中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

| 期別       |          | 第17期<br>（ 2018年3月31日現在 ） |         | 第18期<br>（ 2019年3月31日現在 ） |         |
|----------|----------|--------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 科目       | 注記<br>番号 | 金額（千円）                   |         | 金額（千円）                   |         |
| （ 資産の部 ） |          |                          |         |                          |         |
| 流動資産     |          |                          |         |                          |         |
| 預金       | 2        |                          | 824,264 |                          | 870,296 |
| 前払費用     |          |                          | 7,769   |                          | 7,994   |
| 未収委託者報酬  |          |                          | 298,485 |                          | 292,312 |

|          |   |        |           |        |           |
|----------|---|--------|-----------|--------|-----------|
| 未収運用受託報酬 |   |        | 6,482     |        | 4,589     |
| 未収収益     |   |        | 5,168     |        | 4,583     |
| 立替金      |   |        | 8,211     |        | 8,859     |
| 流動資産計    |   |        | 1,150,380 |        | 1,188,635 |
| 固定資産     |   |        |           |        |           |
| 有形固定資産   |   |        | 28,780    |        | 27,412    |
| 建物       | 1 | 27,581 |           | 25,584 |           |
| 器具備品     | 1 | 1,199  |           | 1,827  |           |
| 投資その他の資産 |   |        | 54,315    |        | 54,734    |
| 差入保証金    | 2 | 43,052 |           | 43,052 |           |
| 繰延税金資産   |   | 11,262 |           | 11,681 |           |
| 固定資産計    |   |        | 83,096    |        | 82,146    |
| 資産合計     |   |        | 1,233,477 |        | 1,270,782 |

| 期別        |          | 第17期<br>（ 2018年3月31日現在 ） |         | 第18期<br>（ 2019年3月31日現在 ） |         |
|-----------|----------|--------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 科目        | 注記<br>番号 | 金額（千円）                   |         | 金額（千円）                   |         |
| （ 負債の部 ）  |          |                          |         |                          |         |
| 流動負債      |          |                          |         |                          |         |
| 未払金       |          |                          | 221,543 |                          | 213,840 |
| 未払手数料     | 2        | 158,257                  |         | 155,873                  |         |
| その他未払金    | 2        | 63,286                   |         | 57,967                   |         |
| 未払費用      |          |                          | 7,892   |                          | 11,101  |
| 未払法人税等    |          |                          | 8,871   |                          | 5,548   |
| 未払消費税等    |          |                          | 11,009  |                          | 6,139   |
| 賞与引当金     |          |                          | 41,491  |                          | 43,397  |
| 役員賞与引当金   |          |                          | 6,350   |                          | 6,397   |
| 預り金       |          |                          | 3,755   |                          | 7,027   |
| 流動負債計     |          |                          | 300,914 |                          | 293,452 |
| 固定負債      |          |                          |         |                          |         |
| 資産除去債務    |          |                          | 30,943  |                          | 31,585  |
| 固定負債計     |          |                          | 30,943  |                          | 31,585  |
| 負債合計      |          |                          | 331,857 |                          | 325,038 |
| （ 純資産の部 ） |          |                          |         |                          |         |
| 株主資本      |          |                          |         |                          |         |
| 資本金       |          |                          | 495,000 |                          | 495,000 |
| 利益剰余金     |          |                          |         |                          |         |
| その他利益剰余金  |          |                          |         |                          |         |
| 繰越利益剰余金   |          | 406,619                  |         | 450,744                  |         |
| 利益剰余金合計   |          |                          | 406,619 |                          | 450,744 |
| 株主資本合計    |          |                          | 901,619 |                          | 945,744 |
| 純資産合計     |          |                          | 901,619 |                          | 945,744 |

|          |  |  |           |  |           |
|----------|--|--|-----------|--|-----------|
| 負債・純資産合計 |  |  | 1,233,477 |  | 1,270,782 |
|----------|--|--|-----------|--|-----------|

## （２）【損益計算書】

| 期別         |          | 第17期<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) |           | 第18期<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) |           |
|------------|----------|---------------------------------------|-----------|---------------------------------------|-----------|
| 科目         | 注記<br>番号 | 金額（千円）                                |           | 金額（千円）                                |           |
| 営業収益       |          |                                       |           |                                       |           |
| 委託者報酬      |          | 1,469,456                             |           | 1,475,819                             |           |
| 運用受託報酬     |          | 44,203                                |           | 39,793                                |           |
| その他営業収益    |          | 19,980                                |           | 19,432                                |           |
| 営業収益計      |          |                                       | 1,533,639 |                                       | 1,535,045 |
| 営業費用       |          |                                       |           |                                       |           |
| 支払手数料      | 1        | 774,965                               |           | 788,891                               |           |
| 広告宣伝費      |          | 11,553                                |           | 8,328                                 |           |
| 公告費        |          | 600                                   |           | 600                                   |           |
| 調査費        |          |                                       |           |                                       |           |
| 図書費        |          | 351                                   |           | 325                                   |           |
| 調査費        |          | 182,654                               |           | 186,280                               |           |
| 委託計算費      |          | 33,475                                |           | 38,678                                |           |
| 営業雑経費      |          |                                       |           |                                       |           |
| 通信費        |          | 872                                   |           | 742                                   |           |
| 印刷費        |          | 11,305                                |           | 10,555                                |           |
| 協会費        |          | 2,234                                 |           | 2,317                                 |           |
| その他営業雑経費   |          | 9,538                                 |           | 11,987                                |           |
| 営業費用計      |          |                                       | 1,027,552 |                                       | 1,048,709 |
| 一般管理費      |          |                                       |           |                                       |           |
| 給料         |          |                                       |           |                                       |           |
| 役員報酬       |          | 30,510                                |           | 29,780                                |           |
| 給料・手当      |          | 178,965                               |           | 170,272                               |           |
| 賞与         |          | 3,210                                 |           | 4,291                                 |           |
| 役員賞与       |          | 133                                   |           | 508                                   |           |
| 賞与引当金繰入額   |          | 41,491                                |           | 43,397                                |           |
| 役員賞与引当金繰入額 |          | 6,350                                 |           | 6,397                                 |           |
| 退職給付費用     |          | 30,683                                |           | 29,133                                |           |
| 交際費        |          | 280                                   |           | 181                                   |           |
| 旅費交通費      |          | 5,470                                 |           | 5,850                                 |           |
| 租税公課       |          | 8,190                                 |           | 10,563                                |           |
| 不動産賃借料     |          | 43,052                                |           | 43,052                                |           |
| 固定資産減価償却費  |          | 2,628                                 |           | 2,455                                 |           |
| 資産除去債務利息費用 |          | 629                                   |           | 642                                   |           |
| 諸経費        |          | 63,736                                |           | 71,856                                |           |
| 一般管理費計     |          |                                       | 415,333   |                                       | 418,384   |
| 営業利益       |          |                                       | 90,754    |                                       | 67,952    |
| 営業外収益      |          |                                       |           |                                       |           |
| 受取利息       |          | 2                                     |           | 3                                     |           |
| 為替差益       |          | 39                                    |           | -                                     |           |
| 営業外収益計     |          |                                       | 41        |                                       | 3         |

|                                |   |        |        |           |        |
|--------------------------------|---|--------|--------|-----------|--------|
| 営業外費用<br>為替差損<br>雑損失<br>営業外費用計 |   | -<br>0 |        | 664<br>10 |        |
|                                |   |        | 0      |           | 674    |
| 経常利益                           |   |        | 90,796 |           | 67,280 |
| 税引前当期純利益                       |   |        | 90,796 |           | 67,280 |
| 法人税、住民税及び事業税                   | 1 | 30,973 |        | 23,574    |        |
| 法人税等調整額                        |   | 17,338 | 13,634 | 418       | 23,155 |
| 当期純利益                          |   |        | 77,161 |           | 44,124 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

第17期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

|         | 株主資本    |          |         |         | 純資産合計   |
|---------|---------|----------|---------|---------|---------|
|         | 資本金     | 利益剰余金    |         | 株主資本合計  |         |
|         |         | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |         |
|         |         | 繰越利益剰余金  |         |         |         |
| 当期首残高   | 495,000 | 329,457  | 329,457 | 824,457 | 824,457 |
| 当期変動額   |         |          |         |         |         |
| 当期純利益   |         | 77,161   | 77,161  | 77,161  | 77,161  |
| 当期変動額合計 | —       | 77,161   | 77,161  | 77,161  | 77,161  |
| 当期末残高   | 495,000 | 406,619  | 406,619 | 901,619 | 901,619 |

第18期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

|         | 株主資本    |          |         |         | 純資産合計   |
|---------|---------|----------|---------|---------|---------|
|         | 資本金     | 利益剰余金    |         | 株主資本合計  |         |
|         |         | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |         |
|         |         | 繰越利益剰余金  |         |         |         |
| 当期首残高   | 495,000 | 406,619  | 406,619 | 901,619 | 901,619 |
| 当期変動額   |         |          |         |         |         |
| 当期純利益   |         | 44,124   | 44,124  | 44,124  | 44,124  |
| 当期変動額合計 | —       | 44,124   | 44,124  | 44,124  | 44,124  |
| 当期末残高   | 495,000 | 450,744  | 450,744 | 945,744 | 945,744 |

## 〔重要な会計方針〕

| 項 目 | 内 容 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|                            |                                                                                                                                                 |    |       |      |       |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------|------|-------|
| 1. 固定資産の減価償却の方法            | <p>有形固定資産<br/>定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td><td>8～38年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～20年</td></tr> </table> | 建物 | 8～38年 | 器具備品 | 4～20年 |
| 建物                         | 8～38年                                                                                                                                           |    |       |      |       |
| 器具備品                       | 4～20年                                                                                                                                           |    |       |      |       |
| 2. 引当金の計上基準                | <p>賞与引当金及び役員賞与引当金<br/>従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。</p>                                                       |    |       |      |       |
| 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準   | <p>外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>                                                                                   |    |       |      |       |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理<br/>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用<br/>親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>                                   |    |       |      |       |

## 〔表示方法の変更〕

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第18期<br/>(自 2018年4月1日<br/>至 2019年3月31日)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)</p> <p>「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。</p> <p>この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」17,001千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」5,738千円と相殺して「投資その他の資産」の「繰延税金資産」11,262千円と表示しており、変更前と比べて総資産が5,738千円減少しております。</p> <p>また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。</p> |

## 〔未適用の会計基準等〕

2019年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設または改訂について、適用していないものは下記のとおりであります。

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「収益認識に関する会計基準」等は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的として公表されたものであります。これは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2018年1月1日適用開始）の基本的な原則を取り入れつつ、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加して、定められたものであります。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であり、あります。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

| 第17期<br>(2018年3月31日現在)                                                                                                                                                                                                                     | 第18期<br>(2019年3月31日現在)                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 20,794千円</p> <p>器具備品 10,123千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 340,267千円</p> <p>差入保証金 43,052千円</p> <p>未払手数料 95,480千円</p> <p>その他未払金(注) 24,370千円</p> <p>(注)当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> | <p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 22,792千円</p> <p>器具備品 10,582千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 342,820千円</p> <p>差入保証金 43,052千円</p> <p>未払手数料 86,053千円</p> <p>その他未払金(注) 17,843千円</p> <p>(注)当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> |

（損益計算書関係）

| 第17期<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日)                                                                                               | 第18期<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日)                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 486,769千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税(注) 24,370千円</p> <p>(注)当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> | <p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 426,359千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税(注) 17,843千円</p> <p>(注)当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p> |

（株主資本等変動計算書関係）

| 第17期<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) | 第18期<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
|---------------------------------------|---------------------------------------|

| 発行済株式に関する事項 |             |    |    |            | 発行済株式に関する事項 |             |    |    |            |
|-------------|-------------|----|----|------------|-------------|-------------|----|----|------------|
| 株式の種類       | 当事業<br>年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業<br>年度末 | 株式の種類       | 当事業<br>年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業<br>年度末 |
| 普通株式(株)     | 9,900       | —  | —  | 9,900      | 普通株式(株)     | 9,900       | —  | —  | 9,900      |

## (リース取引関係)

| 第17期<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) | 第18期<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。                           | 該当事項はありません。                           |

## (金融商品関係)

第17期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に対する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|          | 貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額    |
|----------|--------------|-----------|-------|
| 預金       | 824,264      | 824,264   | -     |
| 未収委託者報酬  | 298,485      | 298,485   | -     |
| 未収運用受託報酬 | 6,482        | 6,482     | -     |
| 差入保証金    | 43,052       | 40,351    | 2,701 |
| 資産計      | 1,172,285    | 1,169,584 | 2,701 |
| 未払手数料    | 158,257      | 158,257   | -     |
| その他未払金   | 63,286       | 63,286    | -     |
| 負債計      | 221,543      | 221,543   | -     |

## (2) 時価の算定方法

資 産  
預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

### 負債

#### 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### （３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

### （４）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

|          | １年以内      | ５年超    |
|----------|-----------|--------|
| 預金       | 824,264   | -      |
| 未収委託者報酬  | 298,485   | -      |
| 未収運用受託報酬 | 6,482     | -      |
| 差入保証金    | -         | 43,052 |
| 合計       | 1,129,232 | 43,052 |

第18期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

#### １．金融商品の状況に対する事項

##### （１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

##### （２）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、１年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|          | 貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額    |
|----------|--------------|-----------|-------|
| 預金       | 870,296      | 870,296   | -     |
| 未収委託者報酬  | 292,312      | 292,312   | -     |
| 未収運用受託報酬 | 4,589        | 4,589     | -     |
| 差入保証金    | 43,052       | 41,758    | 1,294 |
| 資産計      | 1,210,250    | 1,208,955 | 1,294 |
| 未払手数料    | 155,873      | 155,873   | -     |
| その他未払金   | 57,967       | 57,967    | -     |
| 負債計      | 213,840      | 213,840   | -     |

### (2) 時価の算定方法

#### 資 産

##### 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負 債

##### 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

### (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|          | 1年以内    | 5年超    |
|----------|---------|--------|
| 預金       | 870,296 | -      |
| 未収委託者報酬  | 292,312 | -      |
| 未収運用受託報酬 | 4,589   | -      |
| 差入保証金    | -       | 43,052 |

|    |           |        |
|----|-----------|--------|
| 合計 | 1,167,197 | 43,052 |
|----|-----------|--------|

## （有価証券関係）

| 第17期<br>（自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日） | 第18期<br>（自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日） |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。                           | 該当事項はありません。                           |

## （デリバティブ取引関係）

| 第17期<br>（自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日） | 第18期<br>（自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日） |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。   | 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。   |

## （セグメント情報等）

| 第17期<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第18期<br>(自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日) |                                        |                                        |                         |      |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |                   |                                        |                         |      |         |         |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------|------|---------|---------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------|----------------------------------------|-------------------------|------|---------|---------|--------|
| <p>1. セグメント情報</p> <p>当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報</p> <p>資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報</p> <p>営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報</p> <p>(単位:千円)</p> <table><tr><th></th><th>新生・UTI<br/>インドファンド</th><th>エマージング・<br/>カレンシー・<br/>債券ファンド<br/>(毎月分配型)</th><th>アメリカン・<br/>ドリーム・<br/>ファンド</th></tr><tr><td>営業収益</td><td>268,592</td><td>147,610</td><td>131,394</td></tr></table> <p>(注)</p> <p>当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p> |                                       | 新生・UTI<br>インドファンド                      | エマージング・<br>カレンシー・<br>債券ファンド<br>(毎月分配型) | アメリカン・<br>ドリーム・<br>ファンド | 営業収益 | 268,592 | 147,610 | 131,394 | <p>1. セグメント情報</p> <p>当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報</p> <p>資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報</p> <p>営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報</p> <p>(単位:千円)</p> <table><tr><th></th><th>新生・UTI<br/>インドファンド</th><th>エマージング・<br/>カレンシー・<br/>債券ファンド<br/>(毎月分配型)</th><th>アメリカン・<br/>ドリーム・<br/>ファンド</th></tr><tr><td>営業収益</td><td>278,815</td><td>117,782</td><td>98,675</td></tr></table> <p>(注)</p> <p>当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p> |  | 新生・UTI<br>インドファンド | エマージング・<br>カレンシー・<br>債券ファンド<br>(毎月分配型) | アメリカン・<br>ドリーム・<br>ファンド | 営業収益 | 278,815 | 117,782 | 98,675 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 新生・UTI<br>インドファンド                     | エマージング・<br>カレンシー・<br>債券ファンド<br>(毎月分配型) | アメリカン・<br>ドリーム・<br>ファンド                |                         |      |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |                   |                                        |                         |      |         |         |        |
| 営業収益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 268,592                               | 147,610                                | 131,394                                |                         |      |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |                   |                                        |                         |      |         |         |        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 新生・UTI<br>インドファンド                     | エマージング・<br>カレンシー・<br>債券ファンド<br>(毎月分配型) | アメリカン・<br>ドリーム・<br>ファンド                |                         |      |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |                   |                                        |                         |      |         |         |        |
| 営業収益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 278,815                               | 117,782                                | 98,675                                 |                         |      |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |                   |                                        |                         |      |         |         |        |

## （資産除去債務関係）

| 第17期<br>（自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日）                                                                 |                 |            |        | 第18期<br>（自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日）                                                                 |                 |            |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------|--------|
| 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの<br>1. 当該資産除去債務の概要<br>当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。 |                 |            |        | 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの<br>1. 当該資産除去債務の概要<br>当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。 |                 |            |        |
| 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法<br>使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。                            |                 |            |        | 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法<br>使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。                            |                 |            |        |
| 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減<br>（単位：千円）                                                                 |                 |            |        | 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減<br>（単位：千円）                                                                 |                 |            |        |
| 期首残高                                                                                                  | 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 時の経過による調整額 | 期末残高   | 期首残高                                                                                                  | 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 時の経過による調整額 | 期末残高   |
| 30,314                                                                                                | —               | 629        | 30,943 | 30,943                                                                                                | —               | 642        | 31,585 |

## （関連当事者情報）

第17期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

| 種類  | 会社等の名称   | 所在地    | 資本金又は出資金<br>（百万円） | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の所有<br>（被所有）割合    | 関連当事者との関係     | 取引の内容                | 取引金額<br>（千円） | 科目     | 期末残高<br>（千円） |
|-----|----------|--------|-------------------|---------------|-----------------------|---------------|----------------------|--------------|--------|--------------|
| 親会社 | 株式会社新生銀行 | 東京都中央区 | 512,204           | 銀行業           | （被所有）<br>直接所有<br>100% | 営業取引<br>役員の兼任 | 支払手数料                | 486,769      | 未払手数料  | 95,480       |
|     |          |        |                   |               |                       |               | 連結法人税額のうち連結納税親会社への支出 | 24,370       | その他未払金 | 24,370       |

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第18期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

| 種類  | 会社等の名称   | 所在地    | 資本金又は出資金<br>（百万円） | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の所有<br>（被所有）割合    | 関連当事者との関係     | 取引の内容                | 取引金額<br>（千円） | 科目     | 期末残高<br>（千円） |
|-----|----------|--------|-------------------|---------------|-----------------------|---------------|----------------------|--------------|--------|--------------|
| 親会社 | 株式会社新生銀行 | 東京都中央区 | 512,204           | 銀行業           | （被所有）<br>直接所有<br>100% | 営業取引<br>役員の兼任 | 支払手数料                | 426,359      | 未払手数料  | 86,053       |
|     |          |        |                   |               |                       |               | 連結法人税額のうち連結納税親会社への支出 | 17,843       | その他未払金 | 17,843       |

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                            | 第17期<br>(2018年3月31日) | 第18期<br>(2019年3月31日) |
|----------------------------|----------------------|----------------------|
| <b>繰延税金資産</b>              |                      |                      |
| 税務上の繰越欠損金(注2)              | 17,805千円             | 17,805千円             |
| 未払事業税                      | 1,889千円              | 1,384千円              |
| 未払事業所税                     | 264千円                | 264千円                |
| 賞与引当金等                     | 14,755千円             | 15,422千円             |
| 資産除去債務                     | 9,474千円              | 9,671千円              |
| その他                        | 367千円                | 289千円                |
| 繰延税金資産小計                   | 44,557千円             | 44,838千円             |
| 税務上の繰越欠損金に係る<br>評価性引当額(注2) | 17,805千円             | 17,805千円             |
| 将来減算一時差異等の合計に係る<br>評価性引当額  | 9,751千円              | 9,947千円              |
| 評価性引当額小計(注1)               | 27,556千円             | 27,753千円             |
| 繰延税金資産合計                   | 17,001千円             | 17,085千円             |
| <b>繰延税金負債</b>              |                      |                      |
| 建物（除去費用）                   | 5,738千円              | 5,403千円              |
| 繰延税金負債合計                   | 5,738千円              | 5,403千円              |
| 差引：繰延税金資産の純額               | 11,262千円             | 11,681千円             |

(注) 1. 評価性引当額が196千円増加しております。この増加の内容は、将来減算一時差異に関する評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

## 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第17期（2018年3月31日）

（単位：千円）

|               | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超   | 合計     |
|---------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|--------|
| 税務上の繰越欠損金 (a) | -    | -           | -           | -           | 8,402       | 9,402 | 17,805 |
| 評価性引当額        | -    | -           | -           | -           | 8,402       | 9,402 | 17,805 |
| 繰延税金資産        | -    | -           | -           | -           | -           | -     | -      |

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第18期（2019年3月31日）

（単位：千円）

|               | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 | 合計     |
|---------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|--------|
| 税務上の繰越欠損金 (b) | -    | -           | -           | 8,402       | 9,402       | -   | 17,805 |
| 評価性引当額        | -    | -           | -           | 8,402       | 9,402       | -   | 17,805 |
| 繰延税金資産        | -    | -           | -           | -           | -           | -   | -      |

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                    | 第17期<br>(2018年3月31日) | 第18期<br>(2019年3月31日) |
|--------------------|----------------------|----------------------|
| 法定実効税率             | 30.86%               | 30.62%               |
| 住民税均等割             | 0.32%                | 0.43%                |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 2.22%                | 2.97%                |

|                   |        |        |
|-------------------|--------|--------|
| 評価性引当額の増減         | 18.68% | 0.29%  |
| その他               | 0.30%  | 0.11%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 15.02% | 34.42% |

## （退職給付関係）

| 第17期<br>（自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日）                 | 第18期<br>（自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日）                 |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。 | 親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。 |

## （1株当たり情報）

| 第17期<br>（自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日）                                                                                                                               | 第18期<br>（自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日）                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 91,072円68銭<br>1株当たり当期純利益 7,794円11銭<br>（注）<br>1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。<br>2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものです。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。 | 1株当たり純資産額 95,529円72銭<br>1株当たり当期純利益 4,457円 3銭<br>（注）<br>1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。<br>2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものです。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。 |

## （重要な後発事象）

| 第18期<br>（自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日） |
|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。                           |

## 中間財務諸表

## （1）中間貸借対照表

| 期 別      |          | 当中間会計期間末<br>（2019年9月30日現在） |           |
|----------|----------|----------------------------|-----------|
| 科目       | 注記<br>番号 | 金額（千円）                     |           |
| （資産の部）   |          |                            |           |
| 流動資産     |          |                            |           |
| 預金       |          |                            | 842,655   |
| 立替金      |          |                            | 7,719     |
| 前払費用     |          |                            | 7,121     |
| 未収委託者報酬  |          |                            | 304,547   |
| 未収運用受託報酬 |          |                            | 5,798     |
| 未収収益     |          |                            | 4,578     |
| 流動資産計    |          |                            | 1,172,420 |

|          |   |        |           |
|----------|---|--------|-----------|
| 固定資産     |   |        |           |
| 有形固定資産   |   |        | 26,118    |
| 建物       | 1 | 24,655 |           |
| 器具備品     | 1 | 1,462  |           |
| 投資その他の資産 |   |        | 46,693    |
| 差入保証金    |   | 43,052 |           |
| 繰延税金資産   |   | 3,640  |           |
| 固定資産計    |   |        | 72,811    |
| 資産合計     |   |        | 1,245,231 |

| 期 別       |          | 当中間会計期間末<br>( 2019年9月30日現在 ) |           |
|-----------|----------|------------------------------|-----------|
| 科目        | 注記<br>番号 | 金額 ( 千円 )                    |           |
| ( 負債の部 )  |          |                              |           |
| 流動負債      |          |                              |           |
| 未払金       |          |                              | 197,283   |
| 未払手数料     |          | 163,784                      |           |
| その他未払金    |          | 33,498                       |           |
| 未払費用      |          |                              | 9,641     |
| 未払法人税等    |          |                              | 3,389     |
| 未払消費税等    |          |                              | 7,497     |
| 賞与引当金     |          |                              | 22,088    |
| 役員賞与引当金   |          |                              | 3,295     |
| 預り金       |          |                              | 8,417     |
| 流動負債計     |          |                              | 251,613   |
| 固定負債      |          |                              |           |
| 資産除去債務    |          |                              | 31,913    |
| 固定負債計     |          |                              | 31,913    |
| 負債合計      |          |                              | 283,527   |
| ( 純資産の部 ) |          |                              |           |
| 株主資本      |          |                              |           |
| 資本金       |          |                              | 495,000   |
| 利益剰余金     |          |                              |           |
| その他利益剰余金  |          |                              |           |
| 繰越利益剰余金   |          | 466,704                      |           |
| 利益剰余金合計   |          |                              | 466,704   |
| 株主資本合計    |          |                              | 961,704   |
| 純資産合計     |          |                              | 961,704   |
| 負債・純資産合計  |          |                              | 1,245,231 |

## (2) 中間損益計算書

| 期 別          |          | 当中間会計期間<br>( 自 2019年4月1日<br>至 2019年9月30日 ) |         |
|--------------|----------|--------------------------------------------|---------|
| 科目           | 注記<br>番号 | 金額 ( 千円 )                                  |         |
| 営業収益         |          |                                            |         |
| 委託者報酬        |          | 717,421                                    |         |
| 運用受託報酬       |          | 20,403                                     |         |
| その他営業収益      |          | 9,334                                      |         |
| 営業収益計        |          |                                            | 747,158 |
| 営業費用         |          |                                            |         |
| 支払手数料        |          | 383,757                                    |         |
| 広告宣伝費        |          | 2,964                                      |         |
| 公告費          |          | 600                                        |         |
| 調査費          |          |                                            |         |
| 図書費          |          | 175                                        |         |
| 調査費          |          | 88,639                                     |         |
| 委託計算費        |          | 21,235                                     |         |
| 営業雑経費        |          |                                            |         |
| 通信費          |          | 373                                        |         |
| 印刷費          |          | 5,202                                      |         |
| 協会費          |          | 1,320                                      |         |
| その他営業雑経費     |          | 7,265                                      |         |
| 営業費用計        |          |                                            | 511,533 |
| 一般管理費        |          |                                            |         |
| 給料           |          |                                            |         |
| 役員報酬         |          | 14,280                                     |         |
| 給料・手当        |          | 85,744                                     |         |
| 役員賞与         |          | 193                                        |         |
| 賞与           |          | 3,352                                      |         |
| 賞与引当金繰入額     |          | 22,088                                     |         |
| 役員賞与引当金繰入額   |          | 3,295                                      |         |
| 退職給付費用       |          | 14,667                                     |         |
| 交際費          |          | 6                                          |         |
| 旅費交通費        |          | 2,407                                      |         |
| 租税公課         |          | 7,073                                      |         |
| 不動産賃借料       |          | 21,526                                     |         |
| 固定資産減価償却費    |          | 1,294                                      |         |
| 資産除去債務利息費用   |          | 327                                        |         |
| 諸経費          |          | 34,671                                     |         |
| 一般管理費計       |          |                                            | 210,930 |
| 営業利益         |          |                                            | 24,694  |
| 営業外収益        |          |                                            |         |
| 受取利息         |          | 1                                          |         |
| 為替差益         |          | 157                                        |         |
| 営業外収益計       |          |                                            | 159     |
| 経常利益         |          |                                            | 24,853  |
| 税引前中間純利益     |          |                                            | 24,853  |
| 法人税、住民税及び事業税 |          | 852                                        |         |
| 法人税等調整額      |          | 8,041                                      | 8,893   |
| 中間純利益        |          |                                            | 15,960  |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

|           | 株主資本    |          |         |         | 純資産合計   |
|-----------|---------|----------|---------|---------|---------|
|           | 資本金     | 利益剰余金    |         | 株主資本合計  |         |
|           |         | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |         |
|           |         | 繰越利益剰余金  |         |         |         |
| 当期首残高     | 495,000 | 450,744  | 450,744 | 945,744 | 945,744 |
| 当中間期変動額   |         |          |         |         |         |
| 中間純利益     |         | 15,960   | 15,960  | 15,960  | 15,960  |
| 当中間期変動額合計 | —       | 15,960   | 15,960  | 15,960  | 15,960  |
| 当中間期末残高   | 495,000 | 466,704  | 466,704 | 961,704 | 961,704 |

## 〔重要な会計方針〕

| 項目                           | 当中間会計期間<br>(自 2019年4月1日<br>至 2019年9月30日)                                                         |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 固定資産の減価償却の方法              | 有形固定資産<br>定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物 8～38年<br>器具備品 4～20年                           |
| 2. 引当金の計上基準                  | 賞与引当金及び役員賞与引当金<br>従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。              |
| 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準     | 外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                         |
| 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理<br>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。<br>連結納税制度の適用<br>親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 |

## 〔注記事項〕

(中間貸借対照表関係)

| 当中間会計期間末<br>(2019年9月30日現在) |           |
|----------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額          |           |
| 建物                         | 23,721 千円 |
| 器具備品                       | 10,946 千円 |

(中間損益計算書関係)

| 当中間会計期間<br>(自 2019年4月1日<br>至 2019年9月30日) |          |
|------------------------------------------|----------|
| 1. 減価償却実施額                               |          |
| 有形固定資産                                   | 1,294 千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

| 当中間会計期間<br>（自 2019年4月1日<br>至 2019年9月30日） |         |    |    |          |
|------------------------------------------|---------|----|----|----------|
| 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項                    |         |    |    |          |
| 株式の種類                                    | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
| 普通株式(株)                                  | 9,900   | —  | —  | 9,900    |
| 2. 自己株式に関する事項<br>該当事項はありません。             |         |    |    |          |
| 3. 新株予約権等に関する事項<br>該当事項はありません。           |         |    |    |          |
| 4. 配当に関する事項<br>該当事項はありません。               |         |    |    |          |

（リース取引関係）

| 当中間会計期間<br>（自2019年4月1日<br>至 2019年9月30日） |
|-----------------------------------------|
| 該当事項はありません。                             |

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2019年9月30日現在）  
 金融商品の時価等に関する事項

（1）中間貸借対照表計上額、時価及びその差額

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|          | 中間貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額  |
|----------|----------------|-----------|-----|
| 預金       | 842,665        | 842,665   | -   |
| 未収委託者報酬  | 304,547        | 304,547   | -   |
| 未収運用受託報酬 | 5,798          | 5,798     | -   |
| 差入保証金    | 43,052         | 42,740    | 312 |
| 資産計      | 1,196,063      | 1,195,751 | 312 |
| 未払手数料    | 163,784        | 163,784   | -   |
| その他未払金   | 33,498         | 33,498    | -   |
| 負債計      | 197,283        | 197,283   | -   |

（2）時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額

によっております。

#### 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負 債

##### 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### （３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

#### （有価証券関係）

|                            |
|----------------------------|
| 当中間会計期間末<br>(2019年9月30日現在) |
| 該当事項はありません。                |

#### （デリバティブ取引関係）

|                                     |
|-------------------------------------|
| 当中間会計期間末<br>(2019年9月30日現在)          |
| 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。 |

#### （資産除去債務関係）

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

| 期首残高   | 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 時の経過による調整額 | 当中間会計期間末残高 |
|--------|-----------------|------------|------------|
| 31,585 | —               | 327        | 31,913     |

#### （セグメント情報等）

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

##### １．セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

##### ２．関連情報

###### （１）サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

###### （２）地域ごとの情報

###### 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

|      | 新生・U T I<br>インドファンド | エマージング・カレンシー・<br>債券ファンド(毎月分配型) | アメリカン・ドリーム・<br>ファンド |
|------|---------------------|--------------------------------|---------------------|
| 営業収益 | 141,329             | 52,286                         | 49,013              |

## (注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

## (1株当たり情報)

| 当中間会計期間<br>(自 2019年4月1日<br>至 2019年9月30日)               |        |    |      |
|--------------------------------------------------------|--------|----|------|
| 1株当たり純資産額                                              | 97,141 | 円  | 84 銭 |
| 1株当たり中間純利益                                             | 1,612  | 円  | 12 銭 |
| (注)                                                    |        |    |      |
| 1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 |        |    |      |
| 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。                    |        |    |      |
| 中間純利益                                                  | 15,960 | 千円 |      |
| 普通株主に帰属しない金額                                           | —      |    |      |
| 普通株式に係る中間利益                                            | 15,960 | 千円 |      |
| 期中平均株式数                                                | 9,900  | 株  |      |

## (重要な後発事象)

| 当中間会計期間<br>(自 2019年4月1日<br>至 2019年9月30日) |  |
|------------------------------------------|--|
| 該当事項はありません。                              |  |

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をい

います。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

| 名 称          | 資本金の額<br>(2019年9月末現在) | 事業の内容                                                 |
|--------------|-----------------------|-------------------------------------------------------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円            | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |

#### < 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円(2019年9月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

| 名 称                   | 資本金の額<br>(2019年9月末現在)     | 事業の内容                         |
|-----------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 岩井コスモ証券株式会社           | 13,500百万円                 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券             | 48,323百万円                 |                               |
| 十六TT証券株式会社            | 3,000百万円<br>(2019年6月3日現在) |                               |
| 株式会社だいこう証券ビジネス<br>(注) | 8,932百万円                  |                               |
| 中銀証券株式会社              | 2,000百万円                  |                               |
| 東海東京証券株式会社            | 6,000百万円                  |                               |
| 楽天証券株式会社              | 7,495百万円                  |                               |
| 株式会社新生銀行              | 512,204百万円                | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。            |

(注) 取次契約に基づき取次販売会社に募集及び販売の取扱い等に係る業務を委託しています。

## 2【関係業務の概要】

## ( 1 ) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

## ( 2 ) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

## 3【資本関係】

## ( 1 ) 受託会社

該当事項はありません。

## ( 2 ) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| 提出年月日       | 提出書類    |
|-------------|---------|
| 2019年 2月20日 | 有価証券報告書 |
| 2019年 8月20日 | 半期報告書   |

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月7日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 山田 信之 印 |
|--------------------|---------------|

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 中島 紀子 印 |
|--------------------|---------------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和2年1月9日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ナビゲーター（限定追加型）の平成30年11月21日から令和元年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ナビゲーター（限定追加型）の令和元年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年12月9日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員業  
務執行社員 公認会計士 中 島 紀 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。